

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1996 April

4



CONTENTS

第一部 巻頭特集
英国の相互接続政策 3

第二部 各国のテレコム情報 15

AMERICAS

〈米国〉

- 米国長距離事業者、インターネット電話に対する料金規制をFCCに要望... 16
 インターネット電話に対する規制を巡る初めての請願がFCCに提出された。
 同委員会の対応が注目される。
- MCI/スプリント、AT&T長距離料金の値上げを追従 17
- FCC、料金の届け出等に関する規制の差し控えを提案 17
 FCCは米国長距離事業者に対する料金規制の差し控え等に関する規則制定案
 を公示したが、関係者のコメントが注目される。
- FCCの三重苦 18
 議会における機構改革、予算削減の検討及び新通信法に関する規則制定作業。
 これを機に共和党は、大幅な規制の差し控えを誘導する目論みか。
- ベルサウス、フロリダ州での提供地域拡大を計画 19
 フロリダ州における、スプリントやGTEが独占的に提供する区域へ参入。他
 のBOCs等が進出する前に営業区域での基盤固めへ。
- ベル・アトランティック、スプリントの再販で域外長距離出へ 20
 営業区域外5州での長距離サービスをスプリントの再販に決定。

ASIA

〈韓国〉

- 三星と現代、コンソーシアムを結成、PCSサービス入札へ 21
 PCSサービス事業者免許の入札締切に向け、財閥系各社の動きが活発化。KT
 を含む3社選定の見通し。

〈中国〉

- NTTI、海南省と河北省でセルラー電話網構築を支援 22
 中国聯合通信を支援。地元企業と合併会社を設立。

〈香港〉

- CT-2、本年中に全面廃止へ 22
 機能面や価格面でセルラー電話に軍配。PCSとCASの導入が焦点に。

〈マレーシア〉

- テレコムマレーシア、95年度決算発表 25
 昨年度の売上は前年比16.9%増、純利益は12.7%増。税引き前利益は、過去最
 高の19.3億リング(約804億円)となる。
- ドイツテレコム、TRIの株式20%取得 26
 昨年のサテリッドへの出資に続き、アジア地域への投資に意欲的。

〈シンガポール〉

- サイバウェイがインターネット接続サービスを提供開始 27
 3月22日より、インターネット市場3社競争体制に突入。
- シンガポールテレコム、43対地宛IDD料金を値下げ 28
 4月1日より、トラヒック上位対地を含め最高18%の値下げ。

〈インド〉

- 最高裁判所の決定により、市内電話サービスの入札再開 29
 インド政府は、通信の自由化、基本電話サービスにおける外資導入への切符を
 正式に手にしたが、残る入札でどれだけの資本参加を集めることができるか。

OCEANIA

〈ニューージーランド〉

- BT、クリア・コミュニケーションズに25%出資 30
 ベル・カナダが撤退し、BT、MCI、トッドおよびTVNZの4社が均等出資。

MIDDLE EAST

〈イスラエル〉

- 6企業連合が国際通信事業者免許に入札 32
 2社に免許付与。BOCs、BT、フランステレコム、KTが参加。

〈サウジアラビア〉

- 通信事業の民営化を検討開始 33
 専門家パネルを設置。

EUROPE

〈欧州全般〉

- Hermes、欧州委員会の承認を受ける 34
 早ければ7月にもサービス開始へ。

〈英国〉

- 貿易産業省、国際設備ベースキャリアのデュオポリシー終了を諮問 34
 98年から自由化が行われる欧州域内に対地を限定する可能性も。BTの料金規
 制への大きな影響が予想される。

〈ドイツ〉

- Vebacom、マルチメディア計画に参加 36
 ドイツテレコム、企業向け割引サービスの認可を得る 36

〈フランス〉

- 新電気通信法案の内容が固まる 37
 新規参入条件、ユニバーサルサービス確保のための費用負担、第3者機関の設
 置などを盛り込む。FT労組は反対を表明。
- 政府、FT民営化に向けてボン総裁に職員の説得を求める 38
 昨年ストライキを教訓に、政府は話し合いによる解決を目指すも、一部労
 組は交渉を拒否。

〈FTのテレマティーク戦略〉

- FTのテレマティーク戦略 39
 子会社を通じてインターネット接続サービス事業者に。また、テレマティーク
 の新フェーズとしてミニテルとインターネットの融合を図る。

〈スイス〉

- 連邦評議会、新電気通信法案を改訂 43
 有識者の意見を踏まえた改訂法案を発表。6月までに議会提出を目指す。

〈チェコ〉

- ドイツテレコム連合、GSMライセンス獲得 44
 6つのコンソーシアムが入札したチェコ共和国のGSMライセンスは、ドイツテ
 レコム系DeTeMobil主体のTMobilが獲得し、もう一方の雄Eurotelプラハとの間
 でチェコ初の競争が始まる。

〈スロバキア〉

- スロバキア共和国における民営化状況 45
 東欧諸国の中でも比較的外資導入等による民営化や競争環境の導入が遅れて
 いたスロバキア共和国においても、欧州委員会の政策に添うかたちで自由化
 に向けて変革が進みつつある。

〈ボスニア・ヘルツェゴビナ〉

- 紛争終結後の通信インフラ復興計画 46
 壊滅状態の通信インフラ再建のため、資金面でEBRDが主導となり復興計画が
 固まりつつある。

「英国の相互接続政策」

目次

1. 競争の導入から会計分離まで	4
2. 95年3月のBT免許改正	6
3. 会計分離の実際	10
4. 95年度標準サービスの暫定料金	11
5. 将来に向けた取り組み	13
コラム	
アクセス欠損補償について	5
BTの事業と部門	8

英国の電気通信の歴史

～相互接続を中心に～

1983年4月	マーキュリーが営業を開始	10月	相互接続に関する事業者との最初のワークショップを開催
1984年4月	電気通信法が成立		
6月	BTが新電気通信法により免許を取得	12月	BTとマーキュリーの相互接続協定を裁定
8月	オフテル設立	1994年3月	「相互接続と会計分離：次のステップ」
1985年1月	セルネットとヴォダフォン（共にセルラー事業者）営業を開始	4月	オレンジ(PCN)営業を開始
		7月	8社のADCを初めて免除
10月	BTとマーキュリーの相互接続について最初の裁定	9月	エナジス（長距離事業者）営業を開始
		12月	諮問文書「効果的な競争のための枠組み」
1990年11月	デュオポリー見直しの諮問文書「競争と選択：1990年代のための電気通信政策」(貿易産業省)	1995年3月	BT、会計分離と標準相互接続料金の導入等を内容とする免許改正に合意
		7月	「効果的な競争：行動のための枠組み」
1991年3月	白書「競争と選択：1990年代のための電気通信政策」(貿易産業省)	12月	諮問文書「1997年以降の電気通信サービス価格」(1)
8月	ヴォダフォンとマーキュリーの相互接続協定を裁定	1996年2月	加入回線のサブキャップ(RPI + 2%)とADCの廃止
9月	セルネットとマーキュリーの相互接続協定を裁定	3月	諮問文書「1997年以降の電気通信サービス価格」(2)
12月	BTに機器供給事業への不当な内部補助の是正を命令		「長期増分費用に算定方法に関するレポート」(NERAからオフテルへのレポート)
1992年6月	「分離と相互接続の政策」		
1993年3月	BTの免許を変更、相互接続協定または相互接続料金算出方法の公開を義務付ける		
6月	諮問文書「相互接続と会計分離」		
7月	CATV事業者に音声電話サービス免許を付与		

(注)特に記載のない文書、裁定等はオフテルによるもの

『英国の相互接続 政策』

はじめに

英国は世界に先駆けて電気通信市場に競争を導入してきた。しかし、それは市場に任せるといふよりは、デュオポリ政策等に象徴される「規制下の競争」の色彩が強い。これは、ローカル網においてボトルネックを有するBTによる反競争的行為の防止策にもみられ、世界的な規制緩和の動向の中で注目に値すると考えられる。

以下に、近年のBTの会計分離及び相互接続料金を巡る規制について概観する。

KDD 総研国際調査部
研究員 細谷 毅

1. 競争の導入から会計分離まで

(1) 相互接続を巡る議論とオフトルの裁定

1983年にマーキュリーが営業を開始し、翌84年には、現在の電気通信法が成立、BTが民営化された。以後91年まで、英国政府はデュオポリ（複占）政策を採用し、国内・国際通信の2社体制が続いた^(注1)。

BTの免許には、当初から相互接続の義務が課されていた（BT免許条件13、以下[13]のように表す）。相互接続協定の締結にあたっては、1)まず事業者間の交渉による決着を目指し、2)交渉が不調に終わった場合にはオフトル長官（以下、長官）の裁定を求めることとなっていた。また、相互接続協定の公開は義務付けられていなかった。

マーキュリーは、加入者回線も提供しているものの、電話サービスの提供に際しては、圧倒的多数の加入者を持つBTとの相互接続は不可欠であった。BTとマーキュリーは、相互接続協定の内容の交渉を進めていったが、両端の加入者回線としてBT網を使用する形態について合意に達することができなかつたため、長官に裁定を依頼し、ここに今日まで続く相互接続を巡る紛争の歴史が始まった。85年10月、長官は、マーキュリーの要求する相互接続を原則として実施すること、双方事業者の加入者が長距離事業者を自由に指定できるようにすること、コストベースの相互接続料金を設定すること^(注2)などを骨子とする裁定を行った。

次に再び相互接続が活発に議論されたのは、91年に貿易産業省が白書「競争と選択」において、国内分野のデュオポリを撤廃し、設備ベースで新規事業者の参入を認めるとともに、国際専用回線の単純再販を解禁する方針を打ち出したことがきっかけであった^(注3)。この政策によって提起された主な問題点は、以下の2点である。

1)新規に市場に参入したCATV事業者や電力系の事業者にとっても、マーキュリー同様BTの加入者との接続の確保は必須であった。しかし、相互接続条件の決定を、交渉力に大きな差のある新規事業者とBTに委ねるのは危険であり、またBTの費用について公表された資料も少なかった。マーキュリーと相互接続を行う場合も、BTのネットワークを利用する通話（例：CATV網 マーキュリー長距離網 BT加入者回線）については、BT・マーキュリー間の相互接続料金が新規事業者とマーキュリーの相互接続料金に直接影響する。

(注1)

ハル市（Kingston upon Hull）では、市が100%を所有する通信事業者 Kingston Communications（Hull）PLCがサービスを提供しており、BTのサービスエリアから除かれている。同社には、BTと同様にユニバーサルサービス提供の義務が課せられている。

(注2)

一時費用については、相互接続の実施に伴う工事費用はマーキュリーが全額負担、BT交換機の容量拡張費用は両者折半とし、また、通信料金についてはコストベースの料金とした。なお、現在も相互接続料金は、接続に伴う一時金と、通話伝送の料金（従量制）が主要部分となっている。本稿では、オフトルにならぬ、前者を接続料（Connection Charge）後者を伝送料（Conveyance Charge）とする。

(注3)

国内については既に89年6月に解禁されていた。



2)すでに相互接続料金が明確化されている米国とのレシプロシティに欠けることで、米国FCCが単純再販の対地として英国を認定するための障害となる。これは、米国家業者が英国に進出する場合のみならず、英国事業者が米国へ進出する場合にも問題となる^(注4)。

オフテルとBTは93年3月に免許変更合意し、BT免許に条件16Aが新設された。これによってBTは、相互接続協定締結から28日以内に、1)相互接続協定の方式と相互接続料金の詳細な算定方法(第三者が容易に相互接続料金を算定できるもの)か、2)相互接続協定そのもののどちらかを公開することが義務付けられた^(注5)。

またこの間92年6月には、BTとマーキュリーの相互接続に関してオフテルへの裁定申請が提出され、93年12月に裁定が行われた。この裁定では、接続料と伝送料の金額を定めた他、ADC(Access Deficit Contribution、「コラム:アクセス欠損補償(ADC)について」を参照)を相互接続料金から切り出すこと、一定のシェアをマーキュリーが獲得するまではADCを免除することが規定された。この93年裁定が、現在の相互接続料金算定の基礎として使われている。

(2) 会計分離の導入

以上見てきたような相互接続料金に関しての他事業者からの問題提起に対し、オフテルは92年6月の文書「分離と相互接続の政策」において、会計分離を通じて解決を図っていく方針を示した。具体的な会計分離の方法は、93年6月の諮問文書「相互接続と会

(注4)

その後、FCCは94年9月に、英国貿易産業省は同年10月にそれぞれ英米間の単純再販を解禁している。

(注5)

BTと相互接続する事業者が拒否した場合は公開を行わなくとも良い。また、BT以外の事業者は公開を義務付けられておらず、例えばマーキュリーとCATV事業者の相互接続協定は現在も公開されていない。

(注6) 単独で、RPI(Retail Price Index)+2%のプライスカップが課されていた。

アクセス欠損補償(ADC)について

英国の電気通信事業者のうち、BTとKingston Communications(Hull)PLC(ハル市について)のみがあまねく購入可能なサービスを提供する義務、すなわちユニバーサルサービス提供の義務が課されている。しかし、BTは加入者回線の値上げを「サブキャップ」により制限されていたため^(注6)、アクセス部分に赤字を生じており、これを何らかの仕組みで補填する必要があった。このための仕組みがADC:Access Deficit Contributionである。BTのアクセス部分の赤字は、接続料(設置一時金)と基本料金収入から、完全配賦費用と資本への報酬を減じることで算出される。

ADCは、BTの内部相互補助のみによるのではなく、競合事業者も負担すべきであるとの考え方が示されたのは、DTIの白書「競争と選択」とほぼ同時期の91年3月に発表されたBT免許修正案においてであった。しかし、マーキュリー等の既存事業者と新規参入予定事業者の反対を受けた結果、長官は91年7月に発表した声明の中で、マーケットシェアを基準とした免除の仕組みを発表し、この内容に基づくBT免許の修正が91年9月24日に行われた。

ADCとサブキャップは、市場を歪ませているとして批判の対象となった。なぜなら、BTは基本料金と通話料金のリバランシングの自由を奪われていることで、相対的に通話料金が低い状態を余儀なくされ、これが非効率な参入を助長すると考えられているからである。また、ADCを支払う可能性のある競争事業者にとっての不確実性も大きな問題であった。

93年12月のマーキュリーの相互接続協定の裁定においては、ADCを相互接続料金とは別個に切り出すとともに、国内・国際市場それぞれについて、マーキュリーのシェア10%まではADCを免除することを決定した。マーキュリーは、シェア10%を越えたことにより、国際市場については93年度からADCを支払った模様である。一方、新規事業者8社についての最初の免除条件が94年7月に発表されている。

結局、マーキュリー以外の事業者が支払いを行うことなく、ADCとサブキャップは96年2月のBT免許改正によって廃止された。廃止の理由は上に述べたような批判がBT、他事業者双方から出されたためと考えられるが、それに加えてオフテルが以下の判断を行ったためである。

- ・CATV事業者の獲得回線数が100万回線を突破するなど、加入者回線についても十分な競争が行われている。
- ・基本料金を含む小売料金全体のプライスカップと他事業者(特にCATV事業者)からの競争圧力により、サブキャップを廃止してもBTが基本料金の大幅値上げを行うとは考えられない。
- ・LUS(Light User Scheme:小額利用顧客への割り戻し制度)により、顧客保護が可能である。

なお、現在オフテルはユニバーサルサービス確保のための検討を行っており、所謂「ユニバーサル基金」の設立などが議論されている。

『英国の相互接続 政策』

計分離」で発表されている。この諮問文書において、現在行われているアクセス、ネットワーク、リテールの3事業に会計を分離する方法が初めて提案された。ここではまた、BTの構造分離を採用しない方針も打ち出されている。その理由は、BTがネットワークと小売の両方を提供することで範囲の経済性が期待できること、構造分離を行ってもネットワークへのアクセス条件の問題は残ること等であった。これに対し、会計分離の場合は、ネットワークの構成が変化しても適切な規制方法であり続ける。ただし、オプテルはBTの構造分離を放棄したわけではなく、何らかの反競争的行為があった場合、MMC (Monopolies and Mergers Commission) に裁定を求め、ここで公共の利益に反しているとの判断があった場合には構造分離を含む是正策を勧告することができる。実際、95年7月の文書「効果的な競争：行動のための枠組み」の中でも構造分離への言及があり、BTへの圧力としてオプテルがこれを利用していると考えられる。なお、会計分離とコスト配賦の具体的な方法の決定にあたっては、オプテルとBTのみでなく、ワークショップ等を通じて競争事業者も参加し、透明性を確保するための工夫がなされている。

93年6月の諮問文書発表から約2年が経過した95年3月、BTの免許が改正され、会計分離と新しい相互接続料金決定の方法が導入された。次に、この免許改正の内容について紹介する。

2. 95年3月のBT免許改正

(1) 会計分離

BTは、免許取得当初から一定の会計分離の義務が課されていたが、95年3月の改正で、さらに徹底した会計分離を行うために条件20Bが新設された。条件20Bは、(a) 不当な相互補助や差別を行わないこと(b) 長官が妥当な費用から、適当かつ透明な方法で相互接続料金を設定するための補助となること、の2点を目的としている[20B.1]。会計分離は、免許改正の前に長官とBTの合意により定義されたBTの各「事業」(Business) について行われ^(注7)、BTは各事業について94年度(94年4月～95年3月)以降の「財務報告」(Financial Statement) を、歴史的費用ベース(次年度の7月中/94年度分は95年9月中に提出)及び現在費用ベース(同9月中/11月中)で作成することが義務付けられた^(注8)。それぞれの財務報告は、(1) 損益計算書(2) 平均使用資本(3) 費用から成り、歴史的費用ベースの財務報告はこれに加えて全部配賦費用についての資料を含む必要がある。また、歴史的費用ベースの財務報告は、通年と同じ内容で上期(4月～9月)に関する「暫定財務報告」(Interim Financial Statement) を、その年度の1月中に作成する[20B.8～11]。各年度が終わり、長官によって標準サービス料金の再算定が行われた後には((2)参照) これを反映した「修正財務報告」(Restated Financial Statement) を作成する[20B.4]。それぞれの財務報告は、監査を受ける必要がある[20B.6]。また、BTは長官の会計情報収集に協力する義務が課されている[20B.18]。

(2) 相互接続のための「標準サービス」導入

新設された条件16Bにより、BTは、他事業者への相互接続のために「標準サービス」(Standard Services) のリストを定めることが義務付けられた。BTは、95年度以降の

(注7)
各事業については「コラム：BTの事業と部門」参照。

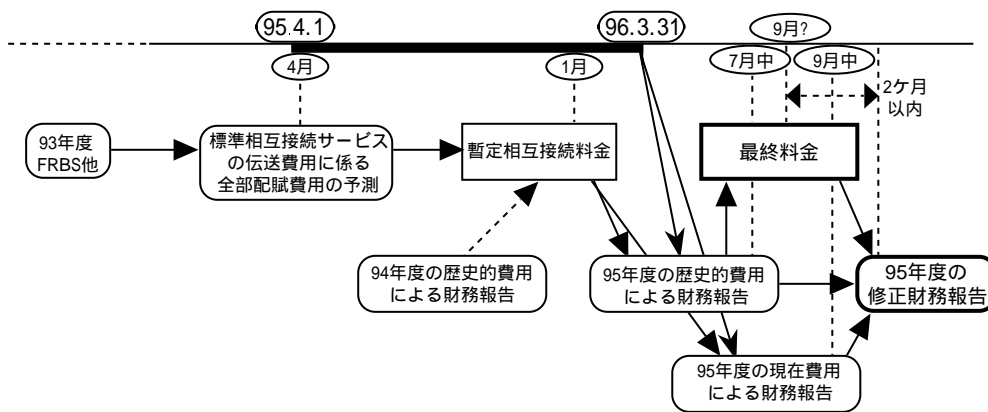
(注8)
両者の相違は、「歴史的費用」では取得原価を基準にするのに対し、「現在費用」では代替価格(Replacement cost)を基準にすることである。例えば、交換機の現在費用は同等の機能を持つ最新機種の種類であり、回線については同じ回線を新たに敷設する費用となる。



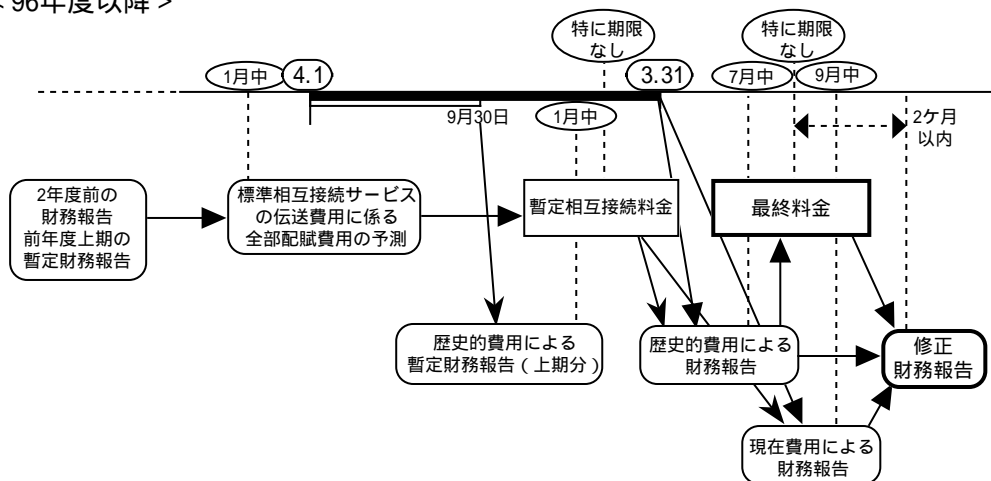
標準サービスの料金について、毎年、年度の始まる2ヶ月前までに長官に裁定を求める必要がある[16B.1、2]。長官は標準サービスの料金を決定し、全ての事業者は、長官の決定した料金で非差別的に提供を受けられる。またBT内部で、BTリテール事業がBTネットワーク事業からネットワーク要素を購入する際に支払う料金である「振替料金」(Transfer Charge)も標準サービスの料金と同じ要素費用に基づく必要がある[16B.4]。なお、標準サービスを、長官が決定した料金以下で提供することも、長官へ通知を行えば可能である[16B.5]。また、長官によって標準サービスが「競争的」と判断された場合は、料金の決定を長官に委ねる必要がなくなる[16B.6] (ただし、いずれの場合も全事業者に非差別的に提供する義務は残る) BTは、常に最新の標準サービスのリスト(Standard List)を作成する必要がある。リストは、標準サービスの料金、振替料金、それぞれの算定根拠となった要素費用とその使用量(後述するルーティングファクターに相当)を含まねばならない[16B.8]。

図1：標準サービス料金(伝送料)及び財務報告のスケジュール

< 95年度 >



< 96年度以降 >



『英国の相互接続 政策』

(注9)
オフテルは、増分費用への移行を
検討中である(後述)。

(注10)
報酬率は、長官が決定する。

(注11)
FRBSは、BTのサービス別収支で
あり、現在の会計分離の原型とも
いえるものである。本来BTの社
内資料としての性格を持つもので
あったが、93年にオフテルが行っ
たマーキュリーとの相互接続裁定
において利用され、免許にも作成
が義務付けられた。

(注12)
BT以外の事業者については会計
分離が義務付けられていないた
め、算定根拠とする情報がBTと
は異なる。

(3) 相互接続料金の算定

相互接続料金は、(標準サービスであるかどうかにかかわらず)全部配賦費用^(注9)(適切なオーバーヘッド、使用資本への報酬を含む^(注10))をカバーするように算定される[13.5]。前述したように、BTは他事業者と相互接続する義務を課されており、相互接続協定の交渉が不調に終わった場合に、長官が協定内容について裁定を行うことが定められていたが、免許改訂により、標準サービスについては料金を長官が決定することとなり、BTと他事業者の相互接続を扱っている条件13が改訂された。

1)相互接続する事業者がBTに支払う相互接続料金(伝送料に相当)を扱うのが条件13.5Aであり、特に標準サービス料金については、新設された13.5A.3A~3Cに定められている。BTはまず、各年度が開始する2か月前までに、伝送料とADCの「予測」(Forecast)を長官に提出する。それぞれの予測は(i)2年度前の財務報告(ii)前年度上半期の暫定財務報告(iii)その他適当な情報に基づいて行う(95年度の標準サービスについては、93年度のFRBS(Financial Results by Service)^(注11)とその他適当な情報に基づく予測を用いる[13.5A.3C])。長官は、この予測をもとに標準サービスの暫定料金を決定する[13.5A.3A]。年度が終了すると、長官は標準サービスの料金を再算定し、「最終料金」(Final Charge)を決定し、BTと事業者の間で利子を上乘せした差額を決済する[13.5A.3B]。以上をまとめたものが前ページ図1である。

2)BTが相互接続するマーキュリー等の事業者に支払う費用については、ほぼ同じ方法で算定することが13.5Bに規定されている^(注12)。

3)BT及び相互接続する事業者の間で接続を設定するのに必要な費用(一時金である接

BTの事業と部門

BT免許には、当初より内部相互補助の禁止[18]と、システム事業、機器供給事業、補助サービス事業の会計分離が義務付けられていた[20.1~5]。本文にある通り、95年3月の免許改正によって、BTはオフテルと合意の上、会計分離のための「事業」を決定することになった。その結果、システム事業はアクセス事業、ネットワーク事業、リテールシステム事業の3つに分割され、アクセス事業とリテールシステム事業はさらに「部門」(Activity)に分類された(図2参照)。それぞれの事業の概略は以下の通りである。

<アクセス事業(Access Business)>

加入回線の敷設、提供等を行う事業。一般の顧客からの回線接続料(一時金)、基本料金に加えて、他事業者及びBTリテールシステム事業からのADC受け取りを収入とする。アクセス事業は「ビジネス」と「家庭」の2つの部門に分けられる。

<ネットワーク事業(Network Business)>

相互接続サービスを他事業者に、またネットワーク要素をBTリテール事業に提供する事業。他事業者からは相互接続料金を、またBTリテール事業からは振替料金を収入として得る。

<リテールシステム事業(Retail Systems Business)>

ネットワーク事業からネットワーク要素を購入し、一般の顧客に販売する事業(なお、以上3つの事業が「システム事業(Systems Business)」である)。リテールシステム事業は市内通話、国内通話、国際通話等8つの部門に分けられる。

<機器供給事業(Apparatus Supply Business)>

電気通信機器の供給と設置、メンテナンス等を行う事業。

<周辺サービス事業(Supplemental Services Business)>

クラス免許による付加価値通信サービス(VAN)等を提供する事業。

<その他の事業: Residual Business>

以上どの事業にも分類されない事業。

<リテール事業(Retail Business)>

機器供給事業、リテールシステム事業、その他の事業、補助サービス事業を合わせたもの。

アクセス、ネットワーク、リテール各事業と他事業者、顧客の関係は図3ようになる。

続料に相当)については、同様の方法で双方に発生する総費用を算定し、この総費用を、接続点を通過するトラフィックからの収入比の予想に応じてそれぞれが負担する。費用の算定は前年度の財務報告を用いる[13.5C]。

(4) 小売サービスの料金

BTが費用以下で(一般ユーザ向けの)小売サービスを提供しようとする場合には、事前に長官に費用に関する情報を通知し、承認を受ける必要がある[24F.4]。ここでの費用とは、リテール費用、他事業者への支払い、ネットワーク費用の合計である[24F.1]^(注13)。また、小売サービスの料金を変更することで、そのサービスに関連するネットワーク費用が変更されると考えられる場合には、BTは新しいネットワーク費用を標準サービスの料金に反映させ、相互接続している事業者者にこれを通知する必要がある[24F.11]。これらの規定は、BTによる反競争的な小売料金設定を防止するセーフガードとなっている。

(5) その他の相互接続に関連する変更点

標準サービスの提供にあたって、サービス品質の面でBT自体と他事業者を不当に差別してはならないこと[17B]、品質の目標を定めこれを達成すべく努力し、品質の調査結果を発表すること[17C]が定められている。また、相互接続協定交渉中および協定締結後のBT及び相互接続する事業者の守秘義務についても規定されている[41A]。

(注13)

リテール費用は、長官が決定する。他事業者への支払いには、相互接続料金や国際計算料金の支払いが相当する。ネットワーク費用は、分離会計の結果を用いる[24F.21]。

図2：BTの事業と部門

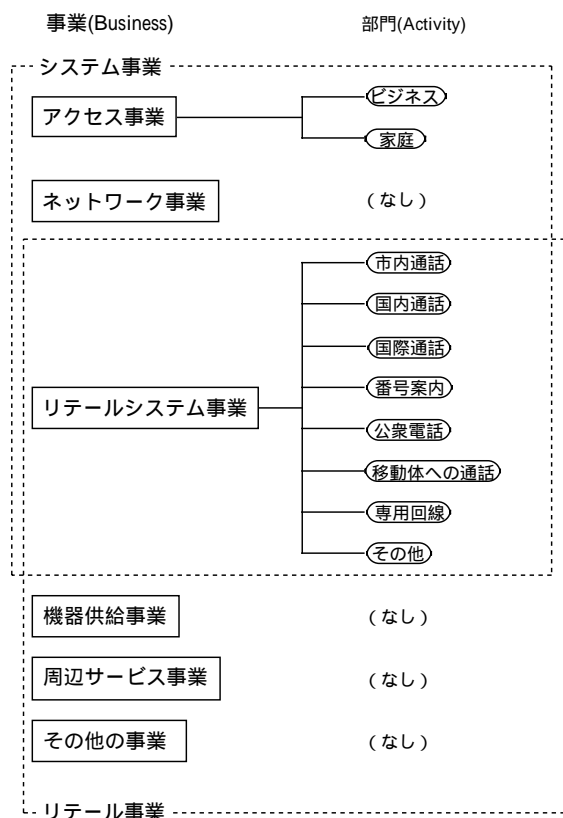
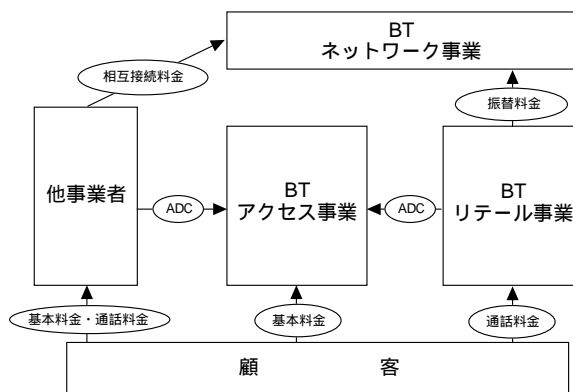


図3：BT各事業及び他事業者の関係



3. 会計分離の実際

(1) 会計分離の枠組み

「2. 95年3月の免許改正」で述べたように、BTはオフテルと合意した各「事業」についての財務報告を作成する義務を課されている。「事業」の数は、現在6つであり、アクセス事業とリテールシステム事業はさらに「部門」(Activity)に、また、ネットワーク事業については市内交換機、中継伝送路といった「コンポーネント」に分けられている(事業及び部門については「コラム：BTの事業と部門」を参照)。

会計分離のためには、年度内に発生した全ての収入及び費用と、年度内の平均使用資本をこれら事業(あるいは部門、コンポーネント)に分ける必要がある。95年9月末にBTが提出した「会計文書」(Accounting Document)がその方法を定めている。会計文書は、以下の文書を含む[20B.20]。

- ・会計方針 (Accounting Policies)
- ・分配方法 (Attribution Methods)
- ・規制会計原則 (Regulatory Accounting Principles)
- ・振替料金システム (Transfer Charging System)

(2) 財務報告の作成

BTが事業を行うことで発生した収入及び費用と使用資本は、まず「コストセンター」と呼ばれる項目に分けられる。コストセンターには以下の4つの種類がある。

- ・部門 (Activity) アクセス事業あるいはリテール事業の各部門に係る収入、費用、使用資本から、ネットワーク関連の費用、使用資本を除いたもの
- ・ Support plant group primary plant group を支援する (support) ために使われる設備 (plant) に係る費用と使用資本
 例えば発電装置、ネットワーク監視コンピュータ、管路など
- ・ Primary plant group ネットワークの基本的機能のための設備に係る費用、資本
 例えば市内交換機、市内ファイバー回線など
- ・ Support function 支援機能のための費用、使用資本

各コストセンターに収入、費用及び使用資本を関連付けるプロセスは、一つのコストセンターへの「直課」(Allocation)と、複数のコストセンターへの「配賦」(Apportionment)の2通りがある。直課の例として収入の項目の大部分が挙げられる。例えば基本料収入はアクセス事業のビジネス部門や家庭部門に、また通話料はリテール事業の市内部門や国際部門に直課される。これに対して、費用、使用資本については、その大部分に配賦が必要となる。配賦は、「ドライバ」と呼ばれる要素を、因果関係によって算出することで行われる。ドライバの例として、以下のような例が挙げられている。

- ・市内回線のメンテナンス費用についてのドライバは、回線数、回線障害の発生率、障害の箇所



・伝送路のメンテナンス費用についてドライバは、ケーブルの容量と長さ、伝送路の種類

ドライバを検討することにより、コストセンター間での配賦比率が決定される。なお、間接費についても同様の方法で配賦されるが、最後まで配賦できなかったものについては、各事業（あるいは、部門、コンポーネント）が産み出した付加価値（人件費の総額で測定）と使用資本への報酬の合計によって比例配分する。

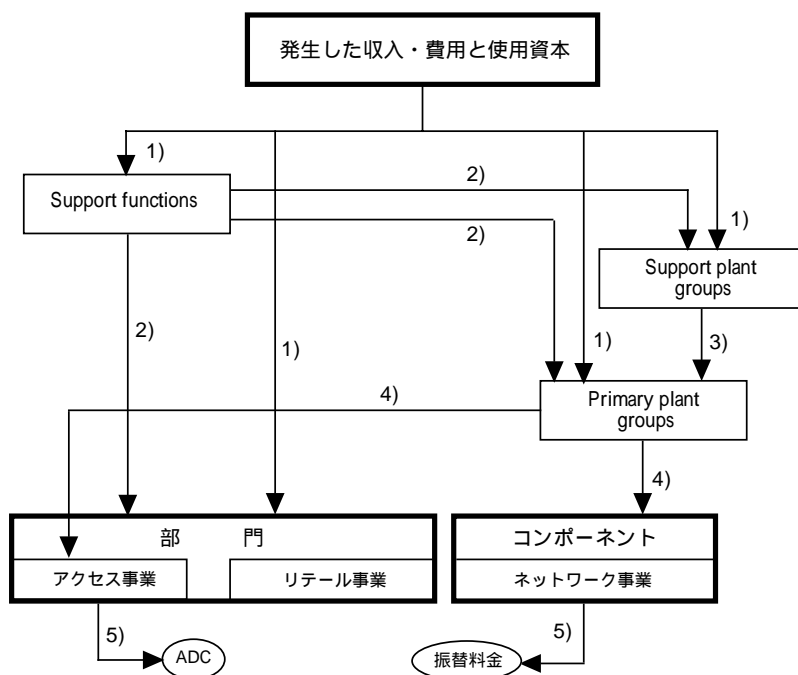
収入及び費用と使用資本の各項目は、以下のような過程で、最終的に各事業（あるいは部門、コンポーネント）に分けられる（図4参照）

- 1) 4種類の各コストセンターへ各項目の直課または配賦を行う
- 2) Support function に直課 / 配賦された全ての費用と使用資本を、それが「支援」している各部門、各Support plant group、各Primary plant group に直課 / 配賦する
- 3) Support plant group に直課 / 配賦された全ての費用と使用資本を、それが支援する各Primary plant group に直課 / 配賦する。
- 4) Primary plant group に直課 / 配賦された全ての費用と使用資本を、ネットワーク事業とアクセス事業に直課 / 配賦する。直課 / 配賦は、ネットワーク事業については各コンポーネントに、アクセス事業については各部門に対して行う。
- 5) 振替料金とADCを、コンポーネント費用により計算する（相互接続料金と同じ算定方法：4.を参照）

4 . 95年度標準サービスの暫定料金

BTの95年度の標準サービスの暫定料金は、オフテルより96年1月末に発表された。これは、当初予定の95年9月末から大幅に遅れた。オフテルによればその理由は2点ある。第1は、95年9月に発表されたBTの94年度の財務報告における費用のいくつかは、会計分離前の財務報告による費用と大きく異なり、95年度の予測をする際に考慮する

図4：会計分離のプロセス



『英国の相互接続 政策』

(注14)

マーキュリーは、たとえ一部といえども早期退職プログラムのための費用を相互接続料金に算入することに強く反対している。

(注15)

すべて、ペンス/分に換算されている。

必要が生じたことである。第2は、料金算定にあたって使用するオーバーヘッドの費用について、BTとオプテルの意見が食い違いを見せ、その調整に時間がかかったことによる。

伝送料算定についてのプロセスは概略以下の通りである（なお、接続料についてもほぼ同様の方法で計算される）

(1) 各要素の費用：コンポーネント費用

相互接続料金は、全部配賦費用に基づき算定される。すでに述べたように、免許の規定により95年度の暫定相互接続料金算定は、93年度のFRBSと、その他入手可能な情報で行うことになっているが、実際に使われたのは、伝送部分については93年度の、非伝送部分については92年度のFRBSであった。これは入手可能なFRBSのうち、最も詳細で新しいものであるためとされている。

全部配賦費用に含まれるオーバーヘッドについては、それぞれの項目が適当であるかどうかを長官が決定する。認められたオーバーヘッドの項目としては、計画・開発部門、財務部門、秘書部門等がある。一方、早期退職プログラムのための費用の一部等は長官の決定により、オーバーヘッドから除外された^(注14)。

これらのデータから、Ready Reckoner（計算早見表）と呼ばれる表が完成する。Ready Reckonerは、それぞれのコンポーネント費用を、設備費用、オーバーヘッド、使用資本への報酬の3つに分けて明らかにしている^(注15)。

(2) 各コンポーネントの平均使用量：ルーティングファクター

サービス毎に各コンポーネントの使用量を定めるのがルーティングファクターと呼ばれる数値である。ルーティングファクターは、ある種類の1通話が平均的にコンポーネントをどれだけ（何回、あるいは何km）使用するかを表しており、サンプリングによって収集された統計的データである。95年度の暫定料金には92年10月に収集されたデータが使われている。現在BTは、最終（相互接続）料金算定のため、最新のルーティングファクターの数値を算定している。

(3) 総コンポーネント費用の算出

それぞれの相互接続サービスについて、総コンポーネント費用が、コンポーネント費用とルーティングファクターの積を合計して求められる。

(4) 費用変化の予測

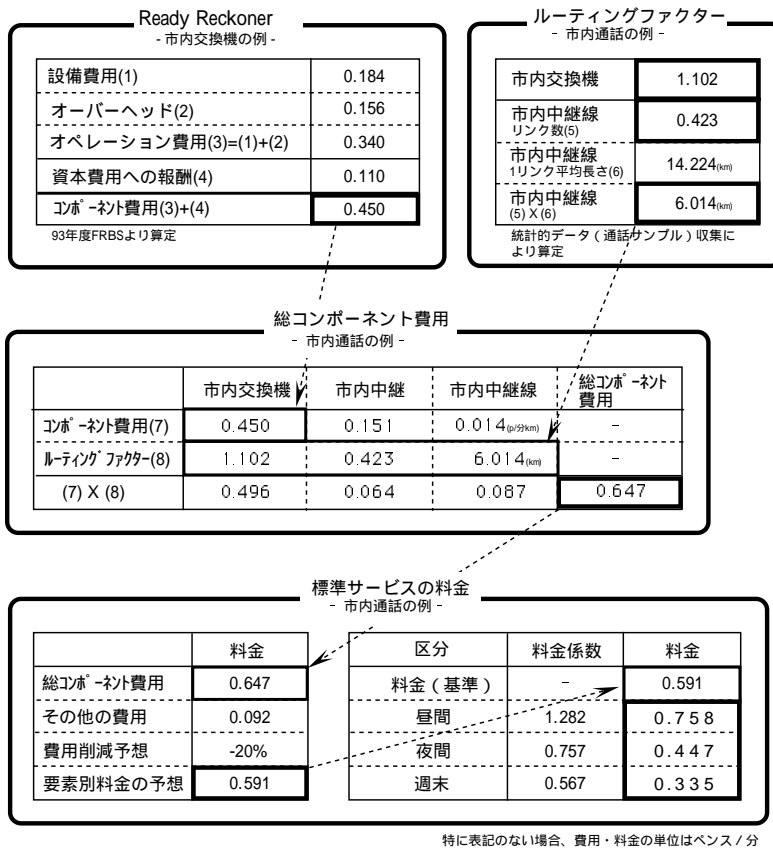
ここでは、93年度から95年度への費用の変化を考慮する。費用変化の予測は、長官が行うが、95年度については、93年度に比較して一律20%となっている。なお、費用変化を反映する前に「その他の費用」（相互接続費用支払いまでの金利など）が加えられている。

(5) 時間帯

相互接続料金は、時間帯によっても異なる。時間帯は、日中、夜間、週末の3種類があるが、この区分および料金係数（Tariff gradient）は、BTの小売料金に一致してい



図5：標準サービスの料金算定過程
(市内通話の例)



る。このため、他事業者の料金設定がBTに影響されることになるが、特に代案が提出されなかったことから現状ではBT小売料金を利用した方式を採用している。

以上のプロセスで標準サービスの料金が算定される。市内通話の計算過程を例として図5に示した。

5. 将来に向けた取り組み

以上、95年3月の免許改正により導入された、BTの会計分離と相互接続料金(特に標準サービス)について概観した。この方式が最初に適用された95年度の処理については、96年11月に発表されることになっている修正財務報告をもって完了することになる。しかしオフテルは、最初の年度の完了を待つことなく、すでに次の段階の相互接続問題の検討を開始している(注16)。

(1)「オプション3」の採用

オフテルは、94年12月に発表した諮問文書「効果的な競争のための枠組み」において、将来の電気通信の規制方法について4つのオプションを提案し、95年7月の「効果的な競争：行動のための枠組み」で、この中の「オプション3」を採用する方針を打ち出した。オプション3は、1)回線基本料金のプライスカップ(RPI + 2%)とADCを廃止する 2)オフテルが算定する相互接続料金のコストベースとして、増分費用を用いるという内容であった。1)についてはコラムに述べたように既に実現されており、2)につい

(注16)

オフテルは、94年3月に発表した「相互接続と会計分離：次のステップ」の中で、相互接続問題の検討を3つの段階に分けている。第1段階は、93年12月のBTとマーキュリーの相互接続協定にある料金を、全事業者の暫定的な相互接続料金として利用することで、事業者の合意により実施された。第2段階は、標準相互接続料金と会計分離の導入で、95年3月のBT免許改正がこれに相当する。第3段階以降が、以下に述べる現在行われている見直しである。



KDD RESEARCH

『英国の相互接続 政策』

ては、97年8月の新プライスカップ導入と同時の実施を目指して現在検討中である。

増分費用は、サービスのアウトプットが一定量拡大する際に増加する費用であり、そこには直接費用のみが含まれる。オフテルが検討している増分費用の方式には、「トップダウンモデル」と「ボトムアップモデル」の2つがある。トップダウンモデルは、BTによって検討されて来たもので、実際の会計結果を利用し、資産については現在費用ベースへの換算を行うものである。それに対してボトムアップモデルは、効率的ネットワークモデルを構築して、費用を算出するものである。オフテルは、この2つのモデルの調和をはかり、相互接続料金を決定することを提案している。

オフテルはまた、増分費用には共通費用の一定部分をマークアップとして加え、相互接続料金に反映させることが必要だと考えている。BT以外の事業者からは、参入支援の一形態としてのゼロマークアップ（ないしはマイナスのマークアップ）を求める声もあったが、オフテルはこれを行う意志のないことを度々述べてきている。その理由としては、支援の水準が恣意的になること、長官が判断することによる不確実性が生じること、参入支援が相互接続料金を通じて行われるため、支援の大きさが支払った相互接続料金に依存することなどが挙げられている。相互接続料金を使った極端な参入支援（競争促進策）の例として、米国の一部で既に取り入れられ、FCCが検討を行っている「ビルアンドキープ方式」、すなわち相互接続料金をゼロとする方法があるが、オフテルの考え方はこれに完全に対立するものである。ビルアンドキープ方式は、極めて競争促進的な方式ではあるが、長期的には、新規参入事業者の非効率を生じさせる可能性がある。このため、競争促進のための一時的な措置としてのみ有効と考えられ、CATV事業者の提供する電話サービス加入者が既に100万を突破し、こうした政策をとる必要性は最早ないとオフテルが判断しているとも考えられる。

(2)相互接続料金へのプライスカップの導入

小売料金同様、相互接続料金にプライスカップを課すことは（ネットワークキャップ）94年12月に発表した諮問文書「効果的な競争のための枠組み」において、オプション4（相互接続料金をBTが設定し、規制の方法は市場の競争状態によって判断する）の1方式として登場した。現在行われている次期プライスカップの検討において、オフテルはこの制度の導入を提案している。オフテルの提案通り増分費用ベースの相互接続料金設定とネットワークキャップが導入された場合、BTの相互接続料金は大幅に下がることが予想される。ネットワークキャップ導入後も、会計分離、相互接続協定と標準サービスの公表、BTネットワーク事業によるBTリテール事業と他事業者の非差別的料金設定の義務などの現行制度は継続する。

ネットワークキャップの導入による相互接続料金の低下は、電気通信市場の競争を促進させるとともに、BTにコスト削減のインセンティブを与える効果がある一方、オフテルは細かな料金設定を毎年行う必要がなくなる。現在の会計分離と相互接続料金の決定システムは、オフテル・BT双方に多大な負担を強いるものであり、ネットワークキャップの導入により双方の負担している規制コストがそれぞれ減少する意義は大きいと考えられる。相互接続の歴史は試行錯誤の歴史であり、結果的に規制の強化とオフテルの権限・機能の拡大が行われて来たが、ネットワークキャップの導入はこの制度が折り返し点を迎えたことを示していると言えるのかもしれない。



第二部

各国のテレコム情報



アメリカ

16p ~ 20p



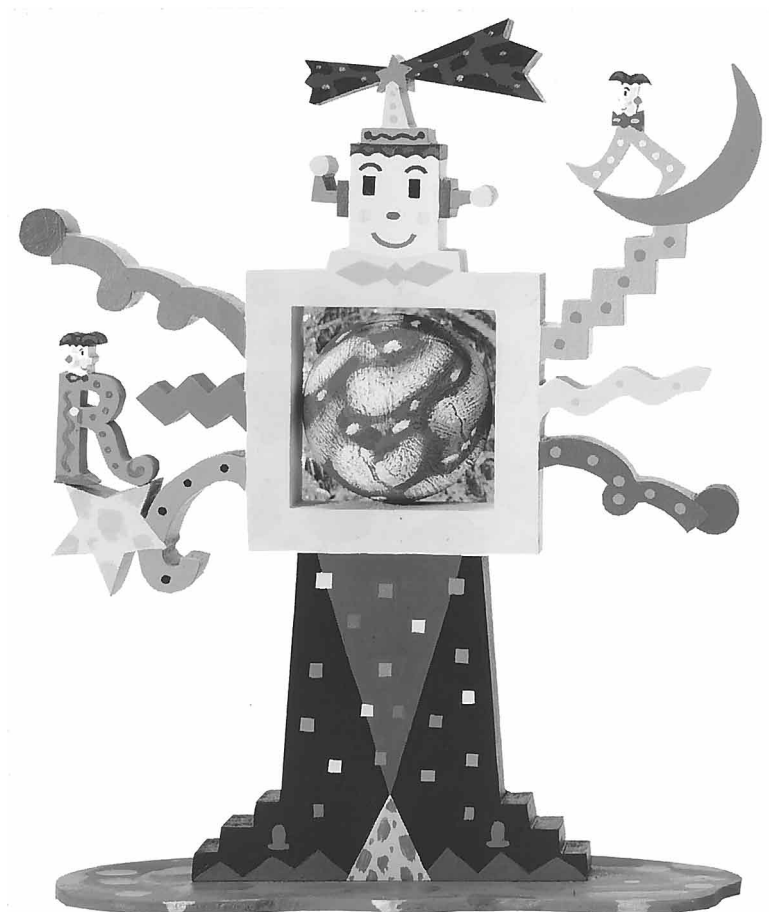
アジア

21p ~ 33p



ヨーロッパ

34p ~ 47p





米国

米国長距離事業者、インターネット電話に対する料金規制をFCCに要望

インターネット電話に対する規制を巡る初めての請願がFCCに提出された。同委員会の対応が注目される。

米国キャリア電気通信協会 (America's Carriers Telecommunications Association: ACTA) はFCCに対し、インターネット経由で接続される長距離電話料金を規制の対象とするよう請願を行った。同協会の請願はインターネット電話を可能とするソフトの提供事業者を対象に提出されており、同ソフト使用によって実質無料で電話サービスが受けられる点を問題としている。

ACTAは、インターネット電話の普及はまだ僅少であるとの認識を示しながら、規制なしでこのまま同サービスを放置すれば長距離通信事業者は理不尽な経済的不利益を被るとし、延いてはユニバーサル・サービスの確保等、公共の利益を脅かす存在となると主張している。同協会は、基本的に同じ長距離電話サービスを提供しながら片方(長距離通信事業者)は規制を受け、片方(インターネット事業者)が全く規制を受けないのは不公平であるとし、FCCに対してインターネット電話料金に対する規則制定手続きを開始するよう要求した。FCCは本件に対する正式見解は示していないが、インターネットは高度サービスと位置づけられていることから、現在の枠組みでは規制の対象とはならない旨述べている。

<出典>Communications Daily(3.6)他

COMMENT

ACTAは年間売上が1億ドルに満たない約130の小規模長距離通信事業者で構成され、各事業者は再販ベースでサービスを提供している。他方、インターネット電話を可能とするソフトは開発されて未だ1年程度であり、品質、伝播遅延、互換性等未だ問題が多い。インターネット電話が現在の電話サービスを代替するには未だ多くの改善が必要であり、直ちに既存事業者に大きな影響を与える存在ではないものと思われる。しかしながら、日進月歩の技術革新を勘案すればインターネット電話が近い将来ビジネス顧客を中心に普及することも十分に考えられ、再販を主要業務とする米国弱小事業者にとっては脅威である。本件に対するFCCの対応が注目されるどころだが、ACTAが主張するとおり、インターネット電話が普及すれば現



KDD RESEARCH

在の電話産業に大きな影響が及ぶことは間違いない。最高裁は1968年、FCCにCATVを規制する権限を与えた際、通信法で規程されていないその他の高度サービスについてもFCCに規制権限があるとの解釈を支持している。従ってインターネット電話も近い将来、FCCの規制の対象となる可能性は十分にある。

なお、AT&T、MCI、スプリントについては、自らがインターネットを提供しているためかACTAの要望には同調せず、いずれの事業者もインターネット電話を脅威とするのは時期尚早と非公式にコメントした模様。
(井上 茂雄)

MCI/スプリント、AT&T 長距離料金の値上げを追従

AT&Tは2月17日より一般顧客層向け長距離通話料の値上げを実施したが、スプリント及びMCIもこれに追従する形でそれぞれ2月20日、2月21日に値上げを申請した。スプリントについては標準料金を約5%値上げするとともに、同社の割引サービスである Sprint Sense についても、ピーク時の料金を1分22セントから25セントに値上げした。RBOCsとの料金競争に備えるための長距離事業者の値上げ行動は予想どおり顕在化してきた。
(井上 茂雄)

<出典>Telecommunications Report(3.4)他

FCC、料金の届け出等に関する規制の差し控えを提案

FCCは米国長距離事業者に対する料金規制の差し控え等に関する規則制定案を公示したが、関係者のコメントが注目される。

FCCは3月21日、長距離通信サービスに対する規制の枠組みを見直すための規則制定案を公示し、関係者のコメントを求めた。本年2月に発効した米国通信改革法によってFCCは規制の差し控え権限を与えられており^(注1)、これに基づき、今回の規則制定案の中でFCCは非支配的長距離事業者に課されているタリフの届け出義務を免除^(注2)することも提案している。これが決定された場合、現在支配的な通信事業者が存在しない^(注3)米国長距離通信市場における料金の改定や新サービスの導入は完全に自由化される。FCCは毎年届け出られるタリフのページ数が約400万枚に及ぶことに言及し、タリフの届け出免除は"環境保護政策"であるとの冗談を交えながら、長距離通信市場における競争を促すことが今回の差し控え策の第一の目的であるとしている。しかし、FCCに対する予算削減が議論されている中であり(本号別記事参照)、今回の差し控え案はFCCの負担軽減を図ることを目的としていることも確かである。
(井上 茂雄)

<出典>Telecommunications Report(3.25)他

(注1)

1996通信改革法の制定により、FCCは、地域電話会社の相互接続義務、RBOCsのLATA間サービス参入条件を除く、通信法に定める全ての条項を、正当な理由がある場合、差し控える権限を有す。

(注2)

FCCはタリフの届け出義務を免除するに留めず、タリフが届け出られても受理しないとしている。

(注3)

昨年10月、AT&Tが長距離通信市場における非支配的事業者としての分類を認められたことにより、同市場には現在支配的キャリアは存在しない。しかしながら、今後、地域事業者が自社営業地域内で長距離サービスを提供する場合、支配的事業者としての規制を受けるものと思われる。



AMERICAS

FCCの三重苦

議会における機構改革、予算削減の検討及び新通信法に関する規則制定作業。これを機に共和党は、大幅な規制の差し控えを誘導する目論みか。

FCCは、これまでのリストラ及び要員削減圧力にも拘わらず、新通信法（1996年）に係る規則制定義務が課されたため多忙を極めており、ハント委員長は「通信政策におけるマンハッタン・プロジェクト」と称しているほどである。以下に、厳しい環境に直面するFCCの最近の動向を記す。

1. 新通信法に係る規則制定手続き

新通信法がFCCに課している規則制定義務は、約80項目だが、ハント委員長は、予算及び要員削減等を理由に期限を守れない可能性に言及している。これに対し、上院のプレスラー議員（共和党）及びホリングス議員（民主党）は、それぞれ本年2月21日及び同29日に、FCCに対し以下の内容の書簡を送った。

プレスラー議員	ホリングス議員
議会は、FCCが処理できると確信した期限を設定している。	議会は、規則制定作業のために追加予算或いは現在の職務の犠牲を予測していた。
1996年の予算要求額は1992年以来15.2%の増加となり、市場の成長率10.4%に比べ過大 ^(注4) 。支出増大の原因は、600人近い増員、2つの局の新設を含む組織改正、政策決定部署・担当者の分散及び出張費の増大。	過去10年における予算の僅かな増加傾向は、CATV法（1992年）により増加した義務に対応するもの。
新通信法で認められている、規制の差し控え、一部機関の民営化及び他の政府機関との重複案件の中止により十分に対応可能。	規制の差し控えは活用すべき。但し、公共の利益への影響評価無しでの即時適用は合意できない。
BOCの子会社での区域外長距離サービスをノンドミナントとする規則制定案は疑問。	BOCsの区域外長距離サービスの提供形態は、新通信法には規定は無くFCCの裁量の範囲。

(注4)
1996年の予算要求額は\$224mil。
1993年の実績額は\$134mil。

(注5)
3月6日に上院の調整委員会 (Appropriations Committee) において、ホリングス議員等の主張により\$195.7mil (昨年比+\$10mil) という案が確定され、同7日には、\$175.7milという案が下院で通過した。又、同19日に政府は、通信法対応にFCCの要員増が可能な\$222.54milを提案した。議会予算局 (Congressional Budget Office) は\$215milが必要と予測している。



KDD RESEARCH

2. FCC予算

FCCの予算については、共和党の従来からの緊縮財政方針に民主党が反対しており、3月15日以降の予算案が確定しておらず、今後も調整が難航することが予想される^(注5)。

3. FCCの機構改革

ハント委員長は、一連の規則制定作業が終わるまでFCCの機構改革への着手を遅らせるよう要請したが、プレスラー議員はこれを拒否する姿勢を明らかにしており、逆に円滑に規則制定作業を進めるための自主的な機構改革（リストラ）を示唆している。民主党は、FCCの予算削減は可能な範囲で賛成だが単なるFCCの縮小には反対であるとしており、共和党の動きに神経質になっている。

3月19日に開催される上院の商業科学運輸委員会において、FCCの新通信法への対応状況の他、FCCの要員計画、委員定数、委員長持ち回りの是非及び追加予算

の是非につき議論する予定である。

<出典>Telecommunications Reports(2.26-3.25)

COMMENT

1. FCCの実情

FCCが新通信法に係る規則制定作業を理由に予算縮小圧力を覆そうと目論む可能性は確かにあるが、これまでも各種申請に対する認可或いは免許付与に相当の時間を要していたことを鑑みると、FCCにおけるリソースの逼迫を訴えるハント委員長の発言が誇張とも考えられ難い。実際、ロビイスト達は、FCC内に新通信法の「創造的な解釈」(FCCの作業軽減策を記すものと推測される)が出回っていると噂しており、FCCも、新通信法において新たに規定された規制の差し控え権限を適用する旨及び各種届出義務の簡素化に係る規則制定案告示(NPRM Notice of Proposed Rule Making)を発出し、今後も規制手続きを更に廃止或いは簡素化する模様である。この状況では、当面の無線局免許申請や214条申請に係る審査等には、これまで以上に時間を要するものと考えられる。

2. 規制機関の独立

FCCは、公共の利益を基準として、通信法の原則の範囲内での様々な規則を制定することができる。新通信法は「純粋な競争環境を創出する」と表現されることが多いが、一方でユニバーサルサービスを維持する義務もFCCには課されている。現にFCCは「ユニバーサルサービス検討のための連邦・州ジョイント委員会の設立」に係る規則制定案告示を発出し、また、ハント委員長は競争とユニバーサルサービスの維持は微妙な問題であり十分な注意と配慮が必要であるとしている。当然これは、資金及び人的リソースを十分確保する必要を訴えるものでもある。

しかし、FCCの機構や要員のみならず、「規制の差し控え」の行使や規制の適用方法(規則制定案の内容)等についてまで、議会(共和党)は予算決定権を用いて介入している。

我が国における独立規制機関の設置を検討する場合、我が国の政治家(国会議員)の活動は、国家レベルの方針の策定ではなく利害関係者の調整に偏っていると指摘されることが多いことから、独立規制機関の中立性の評価において、政治圧力団体をも考慮に入れる必要がある。

尚、ホリングス議員は、プレスラー議員による上院の通信改革法案に対し修正提案を提出した経緯があるが、提案内容はFCCの義務を軽減するものばかりではなかった。
(大谷 潤)

ベルサウス、フロリダ州での提供地域拡大を計画

フロリダ州における、スプリントやGTEが独占的に提供する区域へ参入。他のBOCs等が進出する前に営業区域での基盤固めへ。

ベルサウスは営業区域であるフロリダ州での提供地域を拡大する。具体的には、





AMERICAS

スプリント傘下のユナイテッド・テレフォン、GTEがそれぞれ独占的に提供しているオーランド、タンパの各都市での市内サービス提供を計画している。特にオーランドでは今後4ヶ月以内に、ビジネスユーザーを中心に設備もしくは再販ベースで参入する予定である。なお、フロリダ州公益委員会は本年1月から地域電話サービスに競争導入を認めている。現在、ベルサウスのフロリダ州における面積カバー率が約32%、人口カバー率が約60%に及ぶ。

<出典>Telecommunications Report(3.5)、Wall Street Journal(3.4)

COMMENT

ベルサウスは営業区域であるフロリダ州において、これまで独立系事業者などが独占的に提供し需要の見込める西海岸等の地域に注目、他のRBOCs等の参入前にその事業基盤を拡張し、および固めておきたい意向である。またベルサウスは営業区域の他8州における、サービス未提供地域においても同様の事業方針である。RBOCsの相互参入が活発化すると予想される中、自社の営業区域内での事業展開を再構築する例と言えよう。

対するスプリント、GTEの対応はまちまちだ。スプリントはオーランドなどの提供地区以外に、セルラー電話サービスでのブランドを生かして、ベルサウスの提供地区への積極的な進出を明らかにしており、両社の相互参入の様相を呈している。GTEはタンパなど現在の提供区域での事業に注力し、提供地域は拡大しない方針である。
(加藤潤一)

ベル・アトランティック、スプリントの再販で域外長距離出へ

■ 営業区域外5州での長距離サービスをスプリントの再販に決定。

ベル・アトランティックは長距離子会社Bell Atlantic Communicationsを通じて、営業区域外である5州における長距離サービスの提供をスプリントの再販で開始することを決定した。既にベル・アトランティックは本年2月、イリノイ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、フロリダ、テキサスの5州^(注6)の公益委員会に長距離サービスの提供を申請している。

<出典>Telecommunications Report(3.18)

COMMENT

ベル・アトランティックは既に子会社がセルラー事業を展開しネームバリューが高いと思われる区域を中心に、長距離サービスへの進出を図る計画である。ベル・アトランティックは今回、再販キャリアとしてスプリントを選択、その合意を排他的なものとしていないが、今後、参入する他の州でもスプリントが優先されると予想されている。
(加藤潤一)

(注6)

イリノイ州はアメリテック、テキサス州はSBCコミュニケーションズ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、フロリダ州はベルサウスのサービスエリアである。



KDD RESEARCH

ASIA



韓国

三星と現代、コンソーシアムを結成、PCS サービス入札へ

PCS サービス事業者免許の入札締切に向け、財閥系各社の動きが活発化。KT を含む3社選定の見通し。

韓国4大財閥のうち、三星と現代は、PCS 事業への進出を図ってコンソーシアムを結成し、本年4月15日締切りのPCS 免許への入札を行うことで合意した。残る財閥LG グループ及び大宇グループは単独入札を行うと見られている。

<出典>KDDソウル事務所(3.20)、The Korea Economic Weekly(3.25)他

COMMENT

PCS サービスは、新規参入事業者の選定が予定されている7事業のうちの一つで、2005年までに1,000万加入を獲得できると予想され、7事業のうち最も成長率の高い市場として注目されている。本年6月末には3事業者が決定し、1998年からの事業開始と同時に競争体制に突入することとなる。

情報通信部は、人気の高いPCS サービスへの財閥系企業による寡占を回避し、中小企業を含む多くの企業の参加が得られるよう、免許付与のガイドラインを一部修正し、KTの他、通信機器メーカー系1社と非通信機器メーカー系1社を選定することを発表した。通信機器メーカーとは事実上、4大財閥を意味し、三星と現代の両グループは、今回の提携により残る2財閥、LG、大宇に先手を打ち、免許取得に向けて有利な立場を確保した。非通信機器メーカー系では、ハンソル(製紙)、クンホ(タイヤ製造)、DACOM等を筆頭とする複数グループの入札が有力視されている(注1)。

事業者選定の第1次審査では、入札者の事業計画が対象となり、技術標準としてCDMA方式を採用することが必須である。また、第2次審査では国立研究機関への研究開発寄付金の提示金額が情報通信部の提示する金額(1億4,250万ドル/約152.3億円)の最低50%を満たすことが条件となる。非通信機器メーカー及び中小企業にとっては、技術力、資金力の面で課題が大きい。(前川 睦衣)

(注1)

基幹通信事業のうち、移動体通信、港湾通信、空港通信については、3分の1以下の外資の導入が認められている。PCSサービスも、この対象となる。



KDD RESEARCH



ASIA

中国

NTTI、海南省と河北省でセルラー電話網構築を支援

中国聯合通信を支援。地元企業と合併会社を設立。

NTTインターナショナル(NTTI)は、中国聯合通信のセルラー電話網の構築を支援するため、海南省と河北省において、中国企業との合併会社を設立したことを明らかにした。

海南省の合併会社は、NTTI(48%出資)と地元のリース会社Hainan Hong Kong Macau International Leasing Co.(52%出資)の共同出資である。NTTIは、海南省での網構築に対する総投資額を80億円と見込んでいる。

河北省の合併会社は、NTTI(29.4%出資)伊藤忠商事(19.6%出資)および地元企業のHebei United Telecommunications Equipment Co.(51%出資)の三社出資により設立された。河北省での総投資額は30億円と見込まれている。

<出典>KDD 香港(2.14)、The Asian Wall Street Journal(2.27)

COMMENT

NTTIと中国聯合通信は、95年7月に、江蘇省と浙江省のセルラー電話網の構築に関する合併会社の設立で合意している。

今回の海南省と河北省をあわせると、NTTIは、4省で、セルラー電話網の構築事業を手掛けたことになる。
(田中 俊行)

香港

CT-2、本年中に全面廃止へ

機能面や価格面でセルラー電話に軍配。PCSとCASの導入が焦点に。

香港のCT-2サービス^(注2)は、今年中に全面廃止となる見込みとなった。CT-2事業者は全部で3社(シェバリエ、ハチソン、ファースト・パシフィック)であるが、3月3日のシェバリエの業務停止発表に追随し、残りの2社もCT-2事業から撤退する計画を明らかにした。

シェバリエのCT-2サービスは6月末に停止され、同社の加入者は、優遇価格で、サンフンカイ財閥系のセルラー電話会社に移行することができる。

ハチソンとファースト・パシフィックも、CT-2事業からの撤退と、加入者の関連セルラー電話会社への収容替えを検討している。6か月以内に全面廃止されるとの見方が支配的である。

(注2)

CT-2サービスは、英国で始まった移動体電話サービスで、テレポイントと呼ばれる。駅頭や市中に設置された基地局の周囲100~200mの範囲内でのみ使用できる発信専用の移動体電話サービスである。



KDD RESEARCH

CT-2は、値下げ競争を繰り広げるセルラー電話サービスと価格、機能面で競争力を失っていた。95年9月に約60万であったセルラー電話の加入者数は、その後も増加し、96年1月には約73万となった。一方、CT-2の加入者は、95年3月で約17万であったが、1年後の96年3月には10万を割り込んだ。

なお、香港テレコムは、CT-2の事業免許を保有しているが、これまでサービスの提供をしていない。

<出典>KDD 香港(3.4)他

COMMENT

英国のCT-2サービスは1989年に開始され、4年後の1993年までに、全ての事業者がCT-2事業から撤退した。1992年に始まった香港のCT-2サービスも、英国と同様に、4年後の1996年中に全面廃止される情勢となった。

セルラー電話と比較して、端末価格、基本料および通信料を安価に設定できるCT-2は、故障している公衆電話端末の多い英国や、市中の公衆電話台数が少なく、狭いエリアに人口が集中している香港などに適し、かなり普及すると見られていた。しかし、実際には、CT-2はセルラー電話に駆逐される結果に終わった。

学生などの若年層を対象にした香港のCT-2は、セルラー電話の6～7割に価格を設定し、最盛期の1995年3月の加入者数は17万を越えていた。しかし、セルラー電話サービスの料金値下げ競争の影響を受けて、CT-2加入者は採算ベース以下に減少し、CT-2事業者は赤字を計上する事態となった。香港のCT-2事業者3社の中で、シェバリエを除く2社は、セルラー電話事業にも出資しており、CT-2事業から撤退しても、CT-2加入者を関連セルラー電話会社に収容替えさせれば、損失をある程度食い止めることができる。

香港の移動体電話事業（セルラー電話、CT-2）は、香港資本の観点から見ると、5社に分類できる。5社とは、C&Wが58.5%出資する香港テレコム、財閥系のハチソン、ファースト・パシフィック、シェバリエおよびサンフンカイである。ハチソンとファースト・パシフィックはセルラー電話とCT-2の双方に、香港テレコムとサンフンカイはセルラー電話のみに、シェバリエはCT-2のみに資本参加している。また、これら5社の香港資本は、それぞれ異なる外資と組んで事業を行っている。CT-2のみに出資しているシェバリエと組む外資はテルストラである（表1参照）。

表1：香港の移動体電話事業の出資者構成（96年3月）

中心となる香港資本	セルラー電話		CT-2	
	香港資本等	外国資本	香港資本	外国資本
香港テレコム	一般投資家	C&W(58.5%) CITIC(10%)	サービス未提供	
ハチソン (香港最大の財閥)	ハチソン・ワンポア (70%)	モトローラ (30%)	ハチソン・ワンポア (70%)	モトローラ
ファースト・パシフィック (地元財閥)	ファースト・パシフィック (65%)	ヴォダホン (35%)	ファースト・パシフィック (65%)	ヴォダホン (35%)
シェバリエ (地元建設会社)	サービス未提供		シェバリエ (51%)	テルストラ (49%)
サンフンカイ (地元不動産会社)	サンフンカイ (40%)	AT&T(30%) 中国郵電部(15%)	サービス未提供	



ASIA

(注3)

PCSサービスは1.7～2.0GHz帯の周波数を用いるデジタル方式のセルラー電話サービスで、英国のPCNに相当するサービスである。

(注4)

CASは低速度移動用のコードレスサービスと定義されており、機能的には、着信機能を備えるなど既存のCT-2を発展させたものである。技術方式の指定は無く、日本のPHS方式はCASに該当するとされている。

セルラー電話事業に出資していないテルストラは、シェバリエと組んで、PCS (Personal Communications Services)^(注3)とCAS (Cordless Access Services)^(注4)の2つの移動体電話事業免許を求めてすでに入札を行っている。

PCS事業免許の入札は1995年3月24日に締め切られ、14社が入札した。OFTA (Office of the Telecommunications Authority : 香港政府により1993年7月1日に設立された規制機関)は1995年7月に6社を決定し、その後、同決定は、中国政府の承認を得るために、中英合同連絡委員会 (JLG : Sino-British Joint Liaison Group) に上程される予定となっていた。しかし、JLGの中国側首席代表は、OFTAの決定に対して、経営権が1997年を越える免許付与については、その免許付与数や許可基準に関する中英間の事前同意を要すると異議を唱えたとともに、6社への免許付与は通信市場にマイナスの影響を与えたとの見解を示した。香港テレコムのアナリス・チェン社長も、交付免許数が多すぎると指摘した。その後、交付数を2～4社に減らして、1996年1月中旬に正式決定が発表されると報道されたが、1996年3月中旬の時点で、PCSの免許付与に関する公式発表はまだ無い。なお、OFTAが選定した6社の中にはテルストラは含まれていない。

CAS免許取得に関する入札はすでに1995年6月末に締め切られ、シェバリエを含めて6社が入札した。CASについては、最大4社に免許が付与されると発表された。1996年3月中旬現在で、依然として選定作業が続いている。

このようにPCSとCASの選定作業が遅滞している状況の中で、CT-2が1996年中に業務廃止となると、当分の間、香港の移動体電話市場は、既存セルラー電話4社の競合状態が継続することになる。

セルラー電話4社の95年末シェア (加入者数ベース) をみると、香港テレコムとファースト・パシフィックが出資する2社がほぼ並んでおり、シェアは約30%ずつとなっている。仮に、CT-2の加入者が各セルラー電話会社に移行すると、香港テレコム、ファースト・パシフィックおよびサンフンカイが出資する3社の横並びとなる (表2参照)。

表2：移動体電話市場シェア (加入者数ベース)

中心となる香港資本 (外資)	95年末のセルラー電話加入者 (シェア)	移行予定のCT-2加入者	CT-2加入者を上乗せした場合の加入者 (シェア)
香港テレコム (C&W、CITIC)	21万 (31%)	なし	21万 (27%)
ハチソン (モトローラ)	9万 (13%)	6万	15万 (19%)
ファースト・パシフィック (ヴォダホン)	20万 (30%)	1万	21万 (27%)
サンフンカイ (AT&T、中国郵電部)	17万 (25%)	3万	20万 (26%)



1996年1月のセルラー電話の月間加入者は5万であり、これまでの月平均加入者である1~2万を大きく上回った。これは、移動体電話の端末機器に大幅な優遇価格を設定したため、今後もこの値引き合戦は続く様相を呈している。このままの増加率で加入者が伸びると、年内にも容量が満杯に近づくため、品質の低下が懸念されている。このような状況の打開策として、PCSとCASの導入が有効であろう。PCSとCAS免許数をいくつに絞り込み、サービスをいつ導入させるかが、香港と中国の政策当事者にとって、解決すべき緊急課題となった。(田中俊行)

マレーシア

テレコムマレーシア、95年度決算発表

■ 昨年度の売上は前年比16.9%増、純利益は12.7%増。税引き前利益は、過去最高の19.3億リンギ(約804億円)となる。

テレコムマレーシアの発表によれば、1995年の業績は次のとおりである。3社への分割による組織改正とリストラで事業の効率化を図り、国内・国際通信サービスともに競争体制に入っているにもかかわらず、優良企業として順調な伸びを見せている。

<出典>KDDクアラルンプール事務所(3.6)他

テレコムマレーシア 95年度の業績

	1995年	1994年	増加率
総売上	52.5億リンギ (約2,185億円)	44.9億リンギ (約1,869億円)	16.9%
純利益	15.7億リンギ (約 655億円)	14.0億リンギ (約 581億円)	12.7%

(1リンギ=約41.6円相当)

COMMENT

テレコムマレーシアの設備投資額は、ここ数年30億リンギ(約1,250億円)を超えており、その大部分が通信ネットワーク拡大のための設備投資に注ぎ込まれている。95年度の設備投資は、94年度の32億リンギから35億リンギに伸び、この結果電話普及率は現行の人口100人あたり15台から、17.1台に増加した。特に、4年振りに事業用回線の増加率が17.3%と、一般家庭用電話回線の増加率16%を上回り、ビジネス市場が伸びた。

今年は、更に加加入電話回線を約45万回線増設することを計画しており、ユニバー



KDD RESEARCH



ASIA

サル・サービスや、僻地における通信サービス向上にも設備投資を行っていく予定である。

テレコム マレーシアは、今年6月から国際通話の大幅な値下げを実施するが、同時に月額基本料金の見直しと、市内通話料金の実質的な値上げを行うことで、リバランスを図るため、96年度の業績への影響は少ない見込みである。

(前川 睦衣)

ドイツテレコム、TRIの株式20%取得

■ 昨年のサテリンドへの出資に続き、アジア地域への投資に意欲的。

ドイツテレコムは、セルコムの親会社であるTRI^(注5)の株式を20%取得することで合意した模様。出資額は、12~13億リンギ(約504~546億円/1リンギ=42円)に上ると言われている。

<出典>KDDクアラルンプール事務所(3.4)、Asia-Pacific Telecom Analyst(3.18)

COMMENT

TRIは、95年中頃からドイツテレコムを始めとする外国キャリアと提携交渉を開始し、パートナーとして海外キャリアを受け入れる計画を明らかにしていた。TRI傘下のセルコムは、マレーシアのセルラー通信市場において7割以上のシェアを占めているが、既に免許を取得している国内及び国際通信分野では、限定的提供にとどまっている模様である。

最近、マレーシアにおいては過当競争となっている国際通信業界をテレコムマレーシア、ピナリアン、セルコムの3社を中心として再編するという動きがあり、今後、セルコムがテレコムマレーシア、ピナリアンと固定通信網の分野で競合し、フルサービスを提供していく上で、ドイツテレコムの持つ技術力、資金力、豊富な経験が大きな原動力となると思われる。

一方、ドイツテレコムは昨年3月インドネシアの第2キャリア、サテリンドに対しても移動体通信子会社デテモビルを通じて25%の出資を遂げている。セルコムは、このサテリンドとの間で国際通信、セルラー通信サービスにおいて技術協力関係を結んでおり、ドイツテレコムは両国における有力な第2キャリアへの出資を果たしたことになる。

ドイツテレコムは、今年初めにFT及びスプリントとの間でJV「グローバルワン」を設立したばかりであり、海外市場における売上増の一環としてアジア進出を積極的に進めていることが伺われる。

(前川 睦衣)

(注5)

TRI(Technology Resources Industries Bhd.)は、セルコム(Cellular Communications Network Sdh. Bhd.)をその傘下に収め、マレーシア最大の大手通信コングロマリットに成長している。

セルコムは、国内通信、国際通信、セルラー通信の3分野を主な事業領域とする。



KDD RESEARCH

シンガポール

サイバーウェイがインターネット接続サービスを提供開始

3月22日より、インターネット市場3社競争体制に突入。

サイバーウェイ^(注6)は、3月22日からシングネット^(注7)、パシフィックインターネット^(注8)に続く第3番目のインターネット接続サービスの提供を開始した。同社は月間利用時間に応じたパッケージ割引、学生割引の他、ISDN及び専用線アクセス用のパッケージ料金の設定等、各種割引料金を用意している。既存の2サービスの場合、ダイヤル・アップ利用者の加入登録に3日かかるのに対し、同社のサービスは「10分以内でオンライン・サインアップが可能」という点を売り物にしている。

<出典>KDDシンガポール事務所(3.6/11/22)他

COMMENT

競合するシングネットと、パシフィックインターネットの2サービスは、昨年12月に料金が改定されたばかりであるが、サイバーウェイの参入により、相次いで再値下げを行うと見られており、早くもインターネット市場における価格競争が加熱しそうだ。

3社の料金を比較すると次のとおりである。

インターネット接続サービス3社料金比較 (単位:S\$)

月間利用時間 (時間)	サイバーウェイ	シングネット	パシフィック インターネット
12	17.99	16.00	14.99
20	28.35	36.96	41.95
30	39.60	56.00	75.65
50	75.20	124.7	125.20
120	142.40	289.80	150.40

*3社とも、オフピーク料金。

**全てオフピーク通話料金を含む。ただし、シングネットはトールフリーのため除く。

現在、シンガポールにおけるインターネット加入者は85,000人に上り、今後1年間で2倍になると予測されている。政府は、一般、企業ユーザーに加え、学校、コミュニティセンター等におけるインターネットサービスの利用を積極的に推進する一方で、今月初めに情報芸術省 (Ministry of Information and the Arts) が、インターネット上の情報の規制案を打ち出し、インターネットアクセスプロバイダー及びコンテンツプロバイダーは、SBA (Singapore Broadcasting Authority) の認可を得なければならない。政治・宗教に関するホームページの許可制、学校、図書館等公共の場では違反情報をブロックするためのソフトの取付義務等、国民のモラルや宗教上、有害となる情報を排除する動きがあるが、パシフィックインターネットを初めとす

(注6)

サイバーウェイ(Cyberway Pte Ltd)は、昨年9月にインターネット接続サービスの新規事業者としての免許を取得し、1年以内のサービス開始を義務付けられていた。同社は現地資本のSPH Multi-Media Pte. Ltd. (独占的新聞発行会社であるSingapore Press Holdings Ltd.傘下) が55%出資、ST Telecommunications Pte. Ltd.(政府系企業のSingapore Technologies Pte. Ltd.傘下) が45%出資する合弁会社である。

(注7)

シングネット(SingNet)は、シンガポールテレコムが提供するインターネット接続サービス。94年7月開始。

(注8)

パシフィックインターネット(Pacific Internet)は、前身が91年3月に国立科学技術局によって研究・学術機関向けに導入されたインターネット接続サービスTechnetである。Technet商用化のため、95年6月、政府系企業のセンパワンを中心とするパシフィックインターネットがこれを買収し、昨年9月より一般向けインターネットサービスとして提供を開始している。



KDD RESEARCH



ASIA

るプロバイダー側は、これを深刻な問題とは受けとめていないようである。

(前川 睦衣)

シンガポールテレコム、43 対地宛IDD 料金を値下げ

■ 4月1日より、トラヒック上位対地を含め最高18%の値下げ。

シンガポールテレコムは、4月1日よりトラヒック上位対地である米国、英国、日本を含む43対地宛のIDD料金を最高で18%値下げを実施する。

今回の値下げによる減収は、昨年のトラヒック・ベースで5,000～6,000万シンガポールドル(約38～45億円相当/1S\$=約75円)に及ぶが、シンガポールにおける最近のIDDトラヒックの伸びはめざましく、前年比20%を超えるものと期待されている。

なお、今回の値下げは、今年1月の9対地宛の国際電話料金値下げに続くものである。

<出典>KDDシンガポール事務所(3.5)他

COMMENT

シンガポールにおけるIDDなどの基本通信は、2007年3月31日までは、シンガポールテレコムによる独占的提供が約束されているが、現在コールバックサービスについては、広告・宣伝活動を禁止するにとどまっている。

今回の値下げ実施はこうしたコールバックサービス等の国際キャリアの侵略に備えると同時にシンガポールにおける通信コストを低減化し、シンガポールがアジア地域におけるビジネス拠点としての地位を維持するためと思われる。(前川 睦衣)



KDD RESEARCH

インド

最高裁判所の決定により、市内電話サービスの入札再開

インド政府は、通信の自由化、基本電話サービスにおける外資導入への切符を正式に手にしたが、残る入札でどれだけ資本参加を集めることができるか。

インドの最高裁判所は、2月19日、過去2回にわたる市内電話サービスの事業者選定における入札^(注9)で、インド政府が12地区に対する市内電話サービスの免許を付与することを正式に認めるとともに、最終的に応札のなかった残る9地区の免許の再入札にゴーサインを出した。

今回の裁判の主な争点は、次のとおりである。

- 市内電話サービスにおける民営化と外資導入の正当性。
- 1事業者に付与する免許数を2地区以内に制限するという政府の決定の合法性。
- 特定の入札者を優遇する不正行為や、政治的圧力行為がなかったか。

今回の最高裁の決定は、入札関係者らの疑惑を否定し、基本電話サービスにおける一連のインド政府の民営化政策を支持する結果となった。

<出典>シンガポール事務所(2.26)、Telecom Markets(2.29)他

COMMENT

第3回目の入札の日程は未定であるが、今後対象となる9地区の市内電話サービスの免許については、第1回目の入札で資格を得た16のコンソーシアム同士で争われることとなる。

今後、インド政府の目指すインフラ整備を民営化により実現していくには、今年4月に設立予定の規制機関TRAIがいかに機能していくか、また将来的に公正な競争原理の導入と適正な料金設定が図られるかどうか重要な鍵となってくるであろう。

なお、これまでの入札で、日本からはNTTと伊藤忠商事が現地財閥ゴエンカ・グループと組んで、南部最大の都市マドラスがあるTamil Nadu州の市内電話サービスの免許を獲得している。
(前川 睦衣)

(注9)

第1回目の入札は、民営化の目的で分割された21地区全てを対象に、昨年6月に最低価格なしで行われ、5地区の免許が付与され、2地区については審査中であった。その後昨年12月下旬には14地区を対象に再入札が行われ、5地区に対して6事業者からの応札があった。この時点で、インド上院議員、地元通信業者等からインド政府の民営化政策等に反対する請願書が提出されたため、今年1月9日以降、一切の免許付与の手続きが棚上げとなっていた。





OCEANIA

ニュージーランド

BT、クリア・コミュニケーションズに25%出資

■ ベル・カナダが撤退し、BT、MCI、トッドおよびTVNZの4社が均等出資。

ニュージーランドの第2キャリアであるクリア・コミュニケーションズ（以下「クリア」）は、3月19日、BTが同社株式の25%を購入したと発表した。

BTは、ベル・カナダ・インターナショナルが保有していたクリア株式25%を取得したもので、この結果、BT、MCI、トッド・コーポレーション（ニュージーランド企業）およびテレビジョン・ニュージーランドの4社が、均等に、クリア株式を保有する。

なお、現在のクリアの市場シェア（長距離、国際）は、約25%である。

<出典>KDDシドニー、KDD UK(3.19)他

COMMENT

BTは、BTとMCIの共同出資会社である「コンサート」が提供している多国籍企業向けのアウトソーシングサービス（グローバルな国際通信システムを一元管理するサービス、以下「コンサートサービス」）の販売提携先を拡大するため、世界中の通信キャリアに積極的にアプローチしている。BTのクリア出資は、この拡大戦略の一環であると一般的に受け止められている。

BTによると、世界のトップ1,000企業のうち800社がコンサートサービスを利用しており、そのうち約540社がニュージーランドに拠点を設けている。

これまでBTがとったコンサートサービスの拡大方法には、出資を伴うものとそうでないもの（販売提携など）の二通りがあるが、今回BTがクリアに出資したことについては、次のような理由が考えられる。

第1に、BTは、筆頭キャリアと組む場合は出資しないが、第2キャリアなどの新

表：BTによるコンサートサービスの主要提携先（96年3月）

通信キャリア等（国名）	通信キャリア等の地位	提携方法
MCI（米国）	第2キャリア（長距離）	出資（20%）
テレノール（ノルウェー）	筆頭キャリア	販売提携
テレコムフィンランド（フィンランド）	筆頭キャリア	販売提携
テレダンマーク（デンマーク）	筆頭キャリア	販売提携
ステントール（カナダ）	筆頭キャリア（長距離）	販売提携
フィアックインターコム（ドイツ）	新規参入予定	出資（37.5%）
アルバコム（イタリア）	新規参入予定	出資（50.5%）
Megared（スペイン）	新規参入予定	出資（50%）
テレノルディア（スウェーデン）	新規参入予定	出資（33.3%）
Telecom 2（オランダ）	新規参入予定	出資（50%）
テレコムSA（南アフリカ）	筆頭キャリア	販売提携



規参入事業者に直接出資し系列化を図る提携戦略を採っていると考えられる(表参照)。メンバー構成に制限を設けているか、また、出資を伴うか否かの2点において、BTとAT&Tの提携戦略は異なっている。AT&Tは、BTのコンサートサービスに対抗するためにワールドパートナーズを結成し、参加キャリアの拡大を進めてきた。ワールドパートナーズは、AT&Tが出資するカナダのユニテルを除き、各国の筆頭キャリアを中心にしたメンバー構成としているほか、参加キャリア同士の直接の出資関係は無い。

第2の理由として、通信キャリアに対する外資参加についてニュージーランドは開放政策を採っていることがある。同国は通信キャリアに対し外資制限を設けていない。例外的に、筆頭キャリアであるTCNZは外資1社あたりの出資上限を49.9%までとされており、実際のところ、同社株式の49.64%は米国のBOCsであるアメリカテックとベル・アトランティック(24.82%ずつ出資)により所有されている。

第3の理由として、BTはクリアの将来性を高く評価していることがある。クリアは、創業以来5年で、25%のシェア(長距離、国際)を獲得した。また、BTの出資発表の前日(3月18日)に、TCNZとクリアとの間で長年の懸案であった相互接続協定が締結され、クリアはローカル市場参入への第1ステップを完了した。クリアは、4月から、オークランドやウエリントンで、ビジネスユーザーを対象にしたローカル電話サービスを開始する予定である。

第4の理由として、BTに株式を売却したベル・カナダが、投資戦略を練り直しており、具体的な投資先は明らかではないが、南アメリカやヨーロッパに重点を移そうとしていることがある。

第5の理由は、BTはニュージーランドをアジアへの本格進出の足掛かりと位置づけていることがある。海外展開に力を注ぐBTは、オーストラリアに100%所有子会社を有しており、クリアへの出資でオセアニアへの進出を終えたことになる。次の進出先として、BTはアジア進出を望んでいると噂されている。3月上旬に、BTによるC&W買収交渉が決裂したと報道されたが、BTは、C&Wが57.5%出資する香港テレコムと同社が持つ中国への足掛かりを得たかったと言われる。(田中俊行)





MIDDLE EAST

イスラエル

6 企業連合が国際通信事業者免許に入札

■ 2社に免許付与。BOCs、BT、フランステレコム、KTが参加。

イスラエルの国際通信事業者免許（2社選定）の国際入札に対し、BOCs3社（ベルサウス、SBCコミュニケーションズ、ベル・アトランティック）、BT、フランステレコムおよびKTをそれぞれ中心とする6つの企業連合が入札する見通しとなった（表参照）。落札者は本年8月に発表される予定である。企業連合に対して、国内資本が最低26%、外資上限は49%とする制限が設けられている。

イスラエルの基本通信事業はBezeqの独占であるが、国際通信分野に競争を導入することが決定され、1995年10月からBezeqの競争相手となる新規参入事業者2社を選定するための国際入札が開始されていた。

なお、Bezeqの民営化はすでに一部実施されており、94年3月に、同社の23%株式がテルアビブ株式市場で売却された。C&Wは、95年4月末にBezeq株式の7.01%を購入後、同年6月に株式の追加購入を実施しており、現在、C&Wの出資比率は10.02%程度と見込まれている。

<出典>KDD UK(2.28)、KDDバリ事務所(3.4)他

表：イスラエルの国際通信事業者免許に入札見込みの企業連合（96年2月）

企業連合名	企業連合を構成する主要な外国キャリア（出資比率）
Newton	BT（25%）、MCI（15%）
未発表	ベルサウス、テレグローブ
未発表	SBCコミュニケーションズ、STET
未発表	フランステレコム、スプリント、Matav
未発表	ベル・アトランティック、ベルガコム、TCNZ
未発表	KT、フロンティア

COMMENT

クウェート、ヨルダンなどイスラエル以外の中東諸国も通信事業の民営化や競争導入を検討しており、今後、イスラエルと同様の国際入札を実施する国もでてくることになる。

イスラエルは、94年後半に、セルラー電話分野に競争を導入しており、このときはベルサウスを中心とする企業連合が選定された。現在、第3セルラー電話事業者を選定するための入札が進められており、本年10月に、落札者が発表される予定である。
(田中 俊行)



サウジアラビア

通信事業の民営化を検討開始

■ 専門家パネルを設置。

サウジアラビア郵電大臣は、1月末に行われたArab News紙との独占インタビューにおいて、通信事業の民営化を検討する専門家パネルを設置したことを明らかにした。

<出典>KDDカイロ事務所(2.4)他

🌐 COMMENT

郵電大臣の発言は、サウジアラビアの電気通信分野の民営化議論が緒についたことを示す。自由化や競争導入といった検討項目も議論されていくであろう。

(田中 俊行)



EUROPE

欧州全般

Hermes、欧州委員会の承認を受ける

■ 早ければ7月にもサービス開始へ。

欧州委員会は3月8日、欧州11か国の鉄道事業者^(注1)が推進する汎欧州光ファイバーネットワーク構築プロジェクトHermes^(注2)を承認した。これを受けて合併会社Hermes Europe Railtel^(注3)が設立され、本年第3四半期、早ければ7月にも5か国12都市でサービスを開始する予定である。Hermesは既に、各国キャリア、データ通信サービス事業者などとMoU、趣意書(LI)を交わしており、特にインターネット接続事業者からの大規模な受注を見込んでいる。

<出典>KDDベルギー(3.12)、Fintech(2.29)他

COMMENT

相次ぐ出資者の撤退/変更により、一時は実現に赤信号の点っていたHermesであるが、欧州レベルで98年に実現するサービス/インフラの完全自由化、またそれに先立って本年7月に実施される運びとなった代替インフラの開放が追い風となっている。
(園山 佐和子)

英国

貿易産業省、国際設備ベースキャリアのデュオポリー終了を諮問

■ 98年から自由化が行われる欧州域内に対地を限定する可能性も。BTの料金規制への大きな影響が予想される。

貿易産業省(DTI)は、現在の国際分野のデュオポリー(BTとマーキュリーによる国際通信設備所有/運用の複占)終了を提案する諮問文書を発表した。DTIは、デ

(注1)
フランス、ベルギー、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スペイン、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス及び英国の鉄道事業者。

(注2)
1999年までに東欧を含め総延長25,000kmの光ファイバーネットワークを構築し、汎欧州レベルのキャリアズキャリアとして、サービスを提供する計画である。

(注3)
上記11か国の鉄道事業者の他、米国の付加価値通信事業者Global Telesystems Group(GTS)及び英国の鉄道事業者British Railwaysから分社し現在はレイカルの傘下企業であるRacal-BR Telecommunicationsが出資する。



KDD RESEARCH

デュオポリー終了の理由として、(1)更なる競争導入による通信料金の低下により、多国籍企業の欧州拠点として英国が選択されるインセンティブが働き、英国内への投資が促進される (2)欧州委員会が98年1月1日からの完全自由化指令を正式採択し^(注4)、WTOにおける交渉でも前進が見られるなど、他国でも自由化の動向が顕著であることを挙げている。また、参入自由化を行う対象とする対地を、欧州域内に限定すべきかどうかについても意見を求めている。諮問期間は4月15日まで。

<出典>KDD UK(3.7)他

COMMENT

91年3月に発表された政策文書「競争と選択：1990年代の電気通信政策」において、DTIが国内についてはデュオポリーを廃止して設備ベースでの参入を認めた結果、現在ではCATVをはじめとした多くの事業者が参入している。一方同文書は国際分野のデュオポリーについて、他国で自由化が行われていない状況で英国のみ先行して自由化を行うことは、一方的な海外キャリアの参入を許し、英国キャリア延いては消費者に損害を与えるために時期尚早であるとの理由から撤廃を見送り、以後DTIは今日までこの政策を継続して来た。今回発表された方針で、英国は電気通信自由化の先進国として自らを印象付けるとともに、欧州における通信ハブの地位を強化することができる。また、対外的に自由化を要求するための足場を固めたことにもなり、BTの世界戦略を後押しする効果も期待できる^(注5)。

今回の方針通り国際のデュオポリー終了が行われた場合、Energisなどの英国内キャリアに加え、AT&T/ユニソース、DT/FT/スプリントといった海外キャリアが早期に設備ベースで国際分野に参入して来ることが予想されている。これを迎え撃つBTとマーキュリーは今回の発表に対して、更なる競争導入を歓迎するが、他国においても同様の自由化を望むとする、ほぼ同様のコメントを発表している。BTは短期的には英国内のシェアを失うことになるわけだが、中期的には欧州各国、さらには全世界への進出に際して市場開放を要求するための武器を手に入れたことのメリットがある。一方マーキュリーは、BTと比較して(英国発着の)国際通信への依存度が高く、国際展開についても自由化の恩恵をほとんど期待できないことから、BTに比べて深刻な影響があると考えられる。

なお、国際デュオポリーの終了はかねてから時間の問題といわれており、例えば95年11月にもDTIとオフテルの話し合いが行われたが、この時点においては競争促進のため早期自由化を主張するオフテルに対して、DTIは海外の市場が閉鎖的であるとして、依然消極的であったと伝えられていた。今回このようなタイミングで撤廃が提案された理由は不明であるが、現在オフテルが検討している規制見直しとの関係は指摘することができるだろう。特に、現在オフテルはBTの次期(97年8月~)プライスカップの改定内容を検討しているが、デュオポリー終了は大きく前提を変えることになる。免許の変更案は、BTが免許変更に同意しない場合のMMCへの付託期間を考慮して本年6月前後には議論を終了している必要があるため、これ以上遅い時期にデュオポリー終了の方針を打ち出すことは事実上困難だったと言えよう。なおデュオポリー終了がBTの規制に与える影響としては、プライスカップの仕組みそのものを変更し、国際通話料金をプライスカップの対象からはずすBTの提案の論拠となること、BTの資本収益率を引き下げる動きに歯止めがかかることなどが考えられる。また、オフテルがデュオポリー継続を前提として

(注4)

ネットワーク事業者の数を差別的に限定する特別権を撤廃することが義務付けられている。

(注5)

米国FCCは、英国の自由化政策を評価しつつも、国際分野のデュオポリーを残された障害として度々批判してきている。



KDD RESEARCH



EUROPE

現在検討中の、相互接続料金算定における国際計算料金の扱いについても、大きく変更されることが予想される。
(細谷 毅)

ドイツ

Vebacom、マルチメディア計画に参加

Vebacomは、連邦郵電省からマルチメディアのパイロットプロジェクト"Infocity NRW"に参加する許可を得た。このプロジェクトは、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府主導の下に行われ、一般家庭、企業のほかに、州政府、大学、病院その他の機関等が参加する。プロジェクトは、ケルン、デュッセルドルフ、デュイスブルグ、エッセン、ドルトムント、ボン等の諸都市を結ぶもので、ビデオ・オン・デマンド、テレショッピング、バンキングサービス、大学の在宅講義等光ファイバー網をベースにしたマルチメディアサービスが試みられる。プロジェクトの中で、ケルンにある州の放送局WDRとデュッセルドルフのフィルムライブラリーが接続されることになるが、そのためにVebacomは、ドイツ鉄道株式会社の子会社DBKomとの協定に基づく、線路沿いの網を提供する。
(立花 敬)

<出典>Telekom praxis(96.3)

ドイツテレコム、企業向け割引サービスの認可を得る

3月11日、ドイツテレコムは、企業向け割引サービスに対する郵電大臣の認可を得た。この割引サービスに対しては、民間の新規事業者から強い反対が出されていたもので、ドイツテレコムは、その見返りとして、電気通信網のデジタル化促進のために来年末までに少なくとも100億マルク(約7,500億円)の負担をすることを約束した。

ドイツテレコムは、企業向けに最高35パーセントの割引を行うとしているが、これに対し郵電大臣は、月65,000マルク(約487万円)以上の顧客に対しては、最高39パーセントまでの割引が可能であるとしている。

新規事業者であるVebea, RWE, Mannesmann等は、ドイツテレコムの割引サービスは彼らの独り立ちを阻むものであると強く反対しており、欧州委員会にも不満が提出されていた。また、郵電省の規制委員会は、住宅用サービスに対しても同様な恩恵が与えられない限り認めないとしていた。これに対し、ドイツテレコムは、今年



未までに2つの新サービスを導入する予定である。しかし、この新サービスはデジタル電話顧客に対してのみ可能なため、全国8割の顧客を満足するものでしかない。

デジタル化促進のためのドイツテレコム（DTT）の負債額は、昨年までに合計1250億マルク（約9兆3,750億円）に達しているが、これが今年11月の株式上場に及ぼす影響について、ドイツテレコムのゾンマー社長は言及を避けた。（立花 敬）

<出典>Financial Times(3.12)

フランス

新電気通信法案の内容が固まる

新規参入条件、ユニバーサルサービス確保のための費用負担、第3者機関の設置などを盛り込む。FT労組は反対を表明。

政府は、EU域内で完全自由化が実現する1998年1月1日以降の規制枠組みとなる、新電気通信法案の作成をほぼ完了した。内容は、先に発表された概要をほぼ踏襲したものとなっている。本法案は今後、閣議に諮られた後、国会で審議される。

法案の骨子

1. 政府から独立した第3者機関の設立

- ・機関は以下の権限を有する
 - 1) 市場の監視及び競争状態の維持
 - 2) 事業者間の紛争の調停
 - 3) 制裁措置の発動
 - 4) FT と他の事業者との相互接続費用の算定
 - 5) 事業者ライセンス付与
- ・3人のメンバーは政令で任命され、6年間の任期中は罷免されない

2. 公共サービスの定義・費用負担

- ・全国均一料金
- ・番号案内、緊急呼び出しサービス、公衆電話（ пейフォン ）の提供
- ・技術革新に対応するため、定義を5年毎に見直す
- ・現在FTに課されている、国防、高等教育、研究開発に関する使命は政府が引き継ぐ
- ・当面はFTを公共サービス提供事業者とする
- ・公共サービスを維持するための費用負担は、以下の2つの方法で行う
 - 1) FTへのアクセス・チャージ支払
 - 2) ユニバーサル・サービス・ファンドの設立





EUROPE

FTの料金リバランシング終了後、2)のみで負担する

3.新規参入条件等

- ・認可期間は15年間
- ・外資規制は原則20%までとし、米国同様相互主義で対応（EU域外のみ）

4.その他

- ・ナンバー・ポータビリティの実施
- ・周波数管理機関の設立
- ・インターネット上などで情報の暗号化を禁ずる現行の規制の緩和

<出典>KDDパリ事務所(2.29/3.7/12)、Reuter News Service(2.6)他

COMMENT

新法案に対してFT労組は、EUの政策に添った政府の新政策を、FTの「公共的独占」を「ブリュッセルスタイルのユニバーサル・サービス」に置き換えるものであるとして強硬な反対姿勢を明らかにしている。一部労組は、3月29日を「行動の日」として結集を呼びかけた。

政府は、一方で新法と並ぶ課題であるFTの民営化については慎重な姿勢を崩していない。その中でラルシュ（Gerard Larcher）上院議員は、96年中に断固としてFTの法的地位の変更を推し進めるべく、新通信法案の中で同時に審議すべきとする報告書、「競争に直面するフランステレコム」を発表した。同議員は、先行するドイツテレコムの民営化による株式投資の需要減退に恐れ、FTの株式放出が遅くなればなるほどFT株の価値が下がると述べるとともに、公共サービス維持に関わる費用すら把握できていないFTの経営の実体を指摘、一日もはやくFTの改革を行い、一般の民間会社の経営状態に近付けるべきと主張している。（園山 佐和子）

政府、FT民営化に向けてボン総裁に職員の説得を求める

■ 昨年のストライキを教訓に、政府は話し合いによる解決を目指すも、一部労組は交渉を拒否。

ジュッペ首相は3月18日、フランステレコム（FT）のボン総裁に書簡を送り、FT従業員およびその代表者と話し合いを行うとともに、労働組合の説得に必要な措置を政府に対し提示するよう求めた。この書簡の中で首相は、FTの従業員に対して以下の方針を示している。

1. FTを公共サービス提供事業者と位置づける
2. 政府が過半数の株式を保有する
3. 現在公務員の身分を有する者に対して、民営化後も引き続きこの地位を維持する
4. 雇用の保証

5. 年金受給の権利の保証

<出典>KDDバリ事務所(3.19)、Financial Times(3.19)他

COMMENT

フランス政府は、昨年のストライキを教訓に話し合いによる解決を目指す方針を打ち出した。しかしながら、労組側は「どのように表現されようとも、FTの民営化は最終的には従業員の（公務員としての）地位を危うくし、大量の失業につながる」と述べ、強硬な反対姿勢を崩していない。一方、フィナンシャル・タイムズ紙によれば、民営化を行った場合、FTはドイツテレコム（DT）より、以下の点で有利であるという。

1. 効率性
2. タリフの構造がよりコストを反映したものになっているため、自由化後も「クリーム・スキミング」的な参入を防げる
3. 負債額

DTの株式放出を11月に控え、FTとしては一刻も早い民営化の実施が望まれるが、労組の説得にはまだまだ時間を要しそうである。（園山 佐和子）

FTのテレマティーク戦略

子会社を通じてインターネット接続サービス事業者に。また、テレマティークの新フェーズとしてミニテルとインターネットの融合を図る。

フランスでは、各国の情報ハイウェイ構想に見られるホームショッピングやホームバンキングなどの双方向サービスは、ビデオテックスサービス「テレテル」^(注6)で提供されてきた。すなわち、マルチメディア時代を代表するいわゆる「双方向通信」は既に浸透しており、テレテル専用端末ミニテルは日常生活の一部となっている。その反面、テレテルの商用サービスは、開始後15年を経て当初のコンセプトをアップデートする必要に迫られている。また、PC経由でのオンラインサービスやインターネットなど競合サービスの出現、さらにはユーザーからの声も、FTに対してテレテルの再定義を迫る圧力となってきた。テレテルは基本的にはテキスト中心のサービスであるため、将来的な映像サービスの提供を展望したマルチメディアの一環と位置づけるためには、まずネットワーク側での光ファイバー化が前提条件となる。さらに、これと並行した端末の高度化も不可欠である。FTとしては、これまで力を入れてきたテレテル網及びミニテル端末を最大限活用、接続速度アップや高度端末の開発などを通じてテレテルのマルチメディア化を図り、インターネットとの共存を目指す意向である。

以下に、フランスのテレマティーク（ビデオテックス・オーディオテル）のうち、ビデオテックスとその競合・補完サービスとなるインターネットへの対応を簡単に紹介する。（青沼 真美）

<出典>KDDバリ事務所(1.16)他

(注6)

第2次オイルショック後の1979年、フランス政府は膨大な紙資源が必要とされる従来の電話帳に代わる電子電話帳の導入を目的にテレテル専用端末「ミニテル」の開発を進めた。端末機器の開発にあたっては、フランス政府はメーカーに補助金を給付、また長期にわたる端末無料配付によって全国普及を確実に進めると共に、国際市場における競争力強化を図ってきた。このように政府主導による技術的・政治的な投機的事業として構築された電子情報システム、「テレテル」に対するフランステレコムの累積投資額は既に100億フラン（約1,800億円）を超えているが、1982年に商用サービスが開始されて以来、利用者は順調に伸びてきた。1995年には利用者が1,500万人、テレテルネットワークに接続されているミニテル及びPC端末は670万台に上っている。サービスは、ホームバンキングやホームショッピング、チケット予約サービスなど日常生活から企業情報まであらゆる分野をカバーしており、1995年末現在、その数は25,000を超えている。



KDD RESEARCH



EUROPE

1. FT、インターネット接続サービス事業者に

FT傘下のフランステレコムマルチメディア（以下FTMu）が、1996年上半期内を目途にインターネット接続サービスの提供を開始し、ナビゲーションなど通信ツールの販売も行う意向を明らかにした。FTMuは既にベランジェー・フィリパッチグループと合併で「France en Ligne」、ODAと合併で「Wanadoo」という情報サービス提供事業者2社を設立、オンラインサービス分野にも進出している。France en Ligneは既にサービスを開始済みであり、Wanadooも今春にはサービス提供を開始する。FTでは、2000年にはフランスのオンラインサービス市場は20億フラン（約426億円）に達すると予測、その25～30%のシェア獲得を目標に掲げている。

2. インターネット利用の喚起

FTは3月15日から、全国どこからでもインターネット接続事業者に市内通話料金で接続できるサービス「キオスク・プロトコル・インターネット」を開始する。接続事業者が近くにない地方在住者にとっては通信費が大幅に軽減されることになる。

通信料金は時間帯によって0.08～0.25フラン（約1.7～5.3円）/分であるが、これはユーザーが特定の接続事業者と契約している場合に適用され、この場合ユーザーは接続事業者へ接続サービス料金を支払う。このサービスのアクセスコードは3601-1313。

全国一律市内料金でのインターネット接続事業者へのアクセス実現は、情報アクセスにおける地域格差を生じさせず、地方在住者の利用を喚起するためにフィヨン郵電大臣がFTに要請していたものであり、FTとしても情報アクセスにおける地域間格差是正に努めている。

また、FTは同時に利用頻度が少ないユーザーをターゲットとして囲い込み、インターネットの普及を進めつつある。接続事業者と加入契約を交わしておらず、不定期に利用するユーザーに対しては、接続事業者への一時的な接続サービス利用料も含めた料金でサービスを開始、特定の接続事業者と契約していない場合でも、アクセスコード3601-1414の場合は利用料は0.37フラン（約8円）/分、3601-1515の場合は1.29フラン（約28円）/分でインターネットに接続できるようになる。

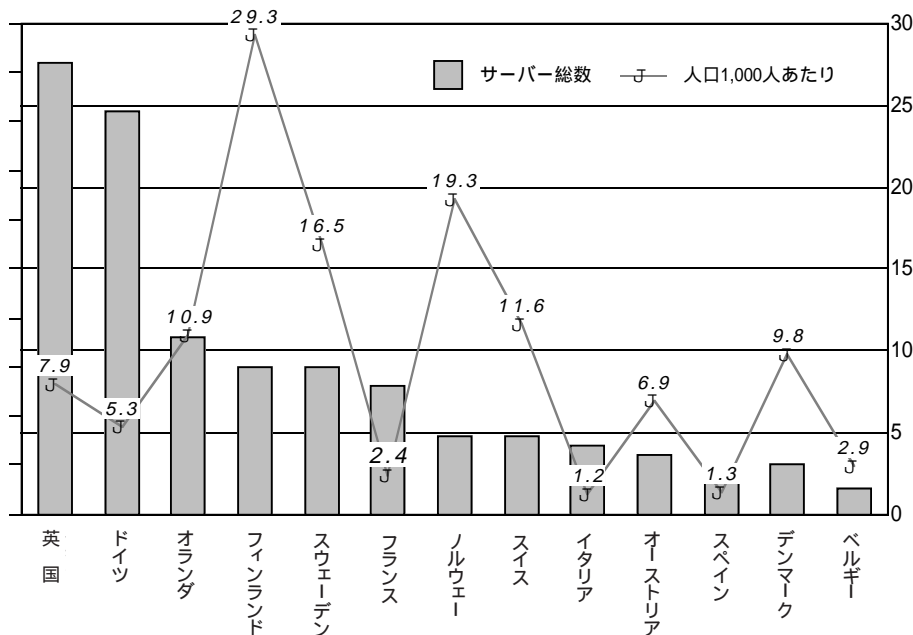
3. ミニテル/テレテルとインターネット

1995年11月現在、ミニテル端末（エミュレーター搭載PCを含む）は730万台利用されており、テレテルサービスのユーザーは1,500万を超えている。このテレテルが、フランスにおけるインターネット普及を遅らせる一因として指摘されてい



る（下グラフ参照）一方、FTもテレテル網との相互接続開始などを通じて、インターネット普及に努めている。

欧州主要国におけるインターネットサーバー数



(各種資料によりKDD総研作成)

1. 競合サービスへの対抗

FTは高速・画像通信への対応など、サービス内容の充実を図っている。94年秋には、伝送速度が従来の8倍の9600bpsになる高速テレテルサービス「テレテル・ヴィテス・ラピッド(TVR)」を開始した。TVRについては、PCによるネットワークアクセスを可能にする専用アダプターDjinn Flashを開発、94年10月から990フラン(約21,000円)(税別)で販売している。

また、高品質画像と音声伝送を見越してISDN網との接続を可能にする「テレテル・アクセス・ニューメリス(TAN)」の提供も開始する。

さらに、95年2月にはPC経由でテレテル網に接続できる「キオスク・マイクロ」を開始した。キオスク・マイクロでは、パソコンを使って従来のテレテルサービスにアクセスできるだけでなく、パソコン専用サービスへのアクセスも可能となる。14400bpsの速度で画像伝送ができるほか、近い将来には音声伝送も可能になる。キオスク・マイクロは加入料を必要とせず、公衆網にパソコンを接続し、3601-XXXXと8桁の番号をダイヤルするだけで利用できる。1995年後半から、キオスク・マイクロはIPプロトコルをサポートするようになったため、インターネットへのアクセスも可能になった。

FTでは、PC用のオンラインサービスに競合するサービスとしてキオスク・マイクロを打ち上げ、PC利用顧客の取り込みを図っている。





EUROPE

2. 高度機種の開発

現在、専用端末ミニテルが670万台、ミニテルエミュレーター搭載のPC等60万台がテレテルネットワークに接続されている。しかしながら、ミニテル端末のうち3分の2強を占める450万台は無料配付された初期モデルであること、また、1990年に無料配付が中止されて以来新規加入者が伸び悩んでいたこともあり、機能性アップ、操作の簡素化、デザイン刷新などによるてこ入れが必要とされていた。FTでは、新たなアプリケーションや高速通信、特に画像伝送に対応する新機種を開発を進め、マルチメディア化を図っている（下表参照）。

今春からは、従来の低速端末でもアダプター接続により高速通信が可能になる。

ミニテルのマルチメディア化

(1フラン=約21.3円)

端末機種	概要
Magis	伝送速度は従来通り1200bpsであるが、アイコン表示で操作がより簡便になったほか、ICカードによる決済が可能になった（別付のカードリーダーが必要）。メンテ込みの月額レンタル料はVAT抜きで29.5フラン。FTは1995年内に20万台のMagisを普及させたい意向。
Magis Club	伝送速度9600bpsに対応している、TVR用Magis。
Minitel photo et rapide	TVR用の新世代ミニテルで伝送速度9,600bpsに対応、白黒写真の伝送ができる。月額レンタル料はVAT抜きで80フラン。
Minitel4	写真伝送が可能なICカードリーダーつき端末。Magis（マジス）より小型でICカードの読み取り装置付きなので、遠隔支払とCarte Magisによるパーソナル化も可能。端末の月額レンタル料はVAT抜きで80フラン。
Sillage	留守番電話とミニテルを兼ね備えたディスプレイホン。2年間の保証付きで税込み2,190フランで販売。9600bps対応端末も発売。

(注7)

個人が店頭で銀行カードで支払う場合、カードリーダーにカードを差入れ暗証コードを入力するというフランスで日常的に行われている決済方法を、そのまま家庭に持ち込んだのがファシテルである。ファシテルは、銀行カードと暗証コードとミニテルを組み合わせた最初のサービス。当面は既存のミニテル端末にカードリーダー「LECAM FACITEL」を接続することでサービス利用が可能になる。LECAM FACITELは、税込み月額25フランでレンタル可能。第2フェーズではカードリーダー内蔵型の新型ミニテル端末Minitel4を提供する。ファシテルの提供にあたっては、ミニテルと銀行ICカードを組み合わせた安全性の高い電子支払の開発を目指す会社Facitelが1992年に設立されており、出資比率はFT傘下のFTLISが33%、BNPが30%、SNCFが18%、Air Interが9%、その他の企業が10%である。

3. テレテル通信料金値下げ

FTは昨年6月にテレテルの通信料金値下げ計画を発表していたが、本年3月よりこれを実施する。新料金では、ピークタイムの通信料は47%値下げされ、0.45フラン（約10円）/分となる。FTは、本料金を通常の1200bpsでの通信のほか、9600/14400bpsにも適用、高速通信料金も実質的に値下げすることで、ビデオテックスサービスの利用を喚起している。

以上簡単に触れたように、FTは高度端末やテレテルの新規サービスを第二世代テレマティークとして、情報社会への掛け橋と位置づけている。これまでミニテル・テレテルに投じてきた100億フランもの投資を有効に活用するためにも、国内規格であるテレテルを衰退させることなく、インターネットとの共存を図る意向といえる。また、インターネットの問題点として指摘されるセキュリティーの確保に関しては、テレテルのノウハウとして蓄積したネットワーク管理、安全システム、支払システム^(注7)などを将来的な付加価値サービスとして提供していくことも考えられるであろう。



KDD RESEARCH

スイス

連邦評議会、新電気通信法案を改訂

有識者の意見を踏まえた改訂法案を発表。6月までに議会提出を目指す。

連邦評議会は、昨年8月発表した新電気通信法案の改訂を発表した^(注8)。これは、先に発表した法案について、関係する有識者に対して行った諮問を踏まえたものである。連邦評議会では本年6月までに最終法案をまとめ、連邦議会に提出する予定である。今回発表された改訂法案の骨子は以下のとおり。

1. PTTを電気通信事業者Telecom SA(テレコム)とLa Poste(ラ・ポスト)に分割し、それぞれ独立採算の法人とする。これらを統括する持ち株会社は設立しない。
2. テレコムは、政府が51%の株式を保有する株式会社とする。
3. ユニバーサル・サービスの提供については、98年から5年間はテレコムが保証する。その後サービス提供に空白が生じた場合は、入札を経て他事業者に委託する。
4. ユニバーサル・サービスには、電話サービス、FAX、インターネット・アクセス、公衆電話の設置を含む。
5. 2000年までは、職員の公務員としての地位を保証する。
6. 本法の施行にあたり、5～6名の専門委員で構成される通信委員会を設立する。

<出典>KDDジュネーブ事務所(3.22)、Telecom Markets(3.14)

COMMENT

テレコムの民営化については、98年にも実施の見込みと伝えられるが、株式市場への放出や戦略的パートナーへの売却に加え、スイスPTTと共にユニソースに出資するテレフォニカ若しくはオランダPTTテレコムとの株式交換の可能性も取り沙汰されている。
(園山 佐和子)

(注8)

スイスはEU加盟国ではないが、EUと足並みを揃え、98年1月1日より、サービス及びインフラの完全自由化を実施する予定である。



KDD RESEARCH



EUROPE

チェコ

ドイツテレコム連合、GSM ライセンス獲得

6つのコンソーシアムが入札したチェコ共和国のGSMライセンスは、ドイツテレコム系DeTeMobil主体のTMobilが獲得し、もう一方の雄Eurotel プラハとの間でチェコ初の競争が始まる。

チェコにおけるGSMライセンスには、ドイツテレコム、フランステレコム、テレデンマーク、テレコムフィンランドといった西欧の設備ベースキャリアやドイツ・マンネスマンなどがそれぞれ主体となった6つのコンソーシアムが入札(本年2月)していたが、ドイツテレコムが母体であるDeTeMobil率いるコンソーシアム"TMobil"^(注9)が獲得した。

この結果、チェコにおける2つのGSMライセンスは、チェコ国営放送局とTMobilとの合併による事業者と既に指定席となっているEurotel プラハ^(注10)が獲得することとなり、これによりチェコ国内で初めて、通信サービスにおける競争が導入されることとなる。

今回、TMobilがライセンスを獲得した主な理由は以下のとおりである。

チェコ政府は今回のライセンス付与にあたり、選定条件として、早期のサービスカバーエリアの拡大、品質、資金の確実性のほか、最も重要な条件として、電話サービスへの加入率の向上のため、サービスの提供料金が最も格安で魅力的なものであることを挙げていた。

これに対し、TMobilは欧州で最も格安になると考えられる、3つのパッケージからなるGSMタリフを提示した。その概要は次のとおり。

- ・最も需要の多いビジネスユーザー向けの「ダイヤモンド・パッケージ」、プライベートユーザー向けの「エコノミー・パッケージ」、及びこれらの中間層向けの「マネージャー・パッケージ」からなる。
- ・それぞれのパッケージは、通信料金、月額基本料、及び月間無料通話分数が異なるしくみとなっている。
- ・具体的なタリフレベルについては公表されていないが、チェコ経済大臣はドイツと比べて約半額のレベルであるとコメントしている。

TMobilは、本年9月よりGSMサービスを提供開始し、30か月後には全土の90%をカバーエリアとする予定である。

<出典>Financial Times(3.15)

COMMENT

今回のGSMライセンスの付与により、チェコにおける2つのGSM提供事業者がほぼ確定し、まずこの分野で競争が導入されることとなった。一方、2000年以降に予定される基本通信サービス(国内長距離及び国際)における競争導入についても、今回のGSMと同様にチェコ国内事業者としては、SPTプラハとともに広範囲なマイクロウェーブ網を既に有する国営放送局Ceske Radiokomunikace(CRK)が主体となって動いていくのはほぼ間違いないと思われる。(寺嶋 真)

(注9) TMobilは、ドイツテレコムの100%子会社であるDeTeMobilが84.5%、イタリアのSTETが12%、残りをチェコの現地コンピュータ関連グループであるPVTとTMP及び金融投資家であるSISがそれぞれ出資するコンソーシアムである。今回のライセンス取得によって国営放送局Ceske Radiokomunikace(CRK)が51%を出資して設立するGSM事業者に残りの49%を出資し、サービスを提供することとなる。

(注10) Eurotelプラハは、既にチェコ国内のアナログセルラーサービスを提供しており、SPTプラハが51%、US Westとベル・アトランティックがそれぞれ24.5%出資している。なお、SPTプラハは2000年までチェコにおける基本通信サービス(国内長距離及び国際)の独占的提供が認められているが、外資導入により、1995年6月、その株式の27%が、オランダPTTテレコムとスイステレコム連合に売却されている。



スロバキア

スロバキア共和国における民営化状況

東欧諸国の中でも比較的外資導入等による民営化や競争環境の導入が遅れていたスロバキア共和国においても、欧州委員会の政策に添うかたちで自由化に向けて変革が進みつつある。

チェコ共和国との分離（1993年1月）後、スロバキア政府において策定された「通信開発計画（Communications Development Plan）」^(注11)に基づき、通信インフラの充実・発展のため、スロバーク・テレコム（STC）の民営化計画、及び外資導入によるGSMライセンスの入札計画が本年に入り次のとおり打ち出された。

○スロバーク・テレコム（STC）の民営化計画

1995年6月、民営化省は、スロバーク・テレコム（STC）の民営化の意向を表明し、世界銀行及び欧州復興開発銀行（EBRD）との検討の結果、本年1月、次のとおり民営化へのプロセスを発表した^(注12)。

- ・1996年上半期に、現在の国営企業の形態から株式会社へ移行する。
- ・1996年9月までに民営化省は、外資導入及び国際競争入札のためのルールづくりを完了し、スロバーク・テレコム（STC）の評価額を決定する。
- ・1996年末又は1997年初めに、入札を行なう。但し、入札結果は1997年下半期ないし1998年初めに発表される見通し。
- ・民営化の初期段階において、外資側パートナーは25%まで増資を行なうこと、及び20%の株式を取得することを求められる。
- ・第2段階（概ね2000年）では、民営化率を32%にまで高めるため、さらに株式の売却を行なう。最終的には民間市場での取引に委ねることも考慮する。

○GSMライセンスの入札計画

スロバキア共和国におけるアナログセルラーサービスは、現在、Eurotel プラチスラバ（スロバーク・テレコムが51%、ベル・アトランティック及びUS Westが各々24.5%出資）が全土をカバーしているが、デジタルセルラーサービス（GSM）の提供について、本年2月、運輸・郵電省から次のとおり入札計画が発表された。

- ・GSMサービス提供に係るライセンスを2事業者に与える。（このうち1つはEurotel プラチスラバが取得するとの観測もあるが定かではない）
- ・入札は本年2月末日に行なう。（実際には、本年5月10日に入札が締め切られることとなった）
- ・ライセンスを取得した2事業者によって、サービスのカバーエリアが3年以内に全土の80-85%に達することを期待する。
- ・外資導入は歓迎するが、出資率上限を40%とする。また、ライセンス費用は800万USドルとする見込み。

(注11)

1993年8月、スロバキア政府は「通信開発計画（Communications Development Plan）」を発表し、2000年までの通信インフラの充実・発展に関する目標及び概略を定めた。本計画では、通信サービスにおける自由化を増進させること、欧州委員会のグリーンペーパーに調和するかたちで新通信法令を定めること、スロバーク・テレコム（STC）を国営企業から合弁企業へ移行させること、国内光ケーブル網の構築（DON）などにより国内通信網の充実・近代化を図ることなどが盛り込まれている。

(注12)

国内通信インフラの充実のため、1996-2000年までの間、16億5千万USドルの政府投資により、光ケーブル網やデジタル交換設備の拡充、SDH装置やデジタルマイクロウェーブ設備の導入が計画され、スロバーク・テレコムにおいても、2000年目途に電話普及率を全世帯の60%、人口100人当たり35加入者線に向上させること、国内ネットワークのデジタル化率を75%とすることや公衆データネットワーク・公衆電話設置の拡充、電話加入積滞率の大幅縮小を行なうことを目標としている。

<出典>EESTR(2.9)



KDD RESEARCH



EUROPE

COMMENT

分離後のチェコ共和国に比べ、民営化ないし自由化への施策が停滞していたスロバキア共和国であるが、ようやく実質的な方向へと動きだした。民営化・自由化の手法は、外資導入により通信インフラの拡充を図るというものであり、特に早期に達成可能なGSMサービスの提供を外資とともに競争環境の導入により図るという構図は、他の地域の途上国と同様とも考えられる。

しかしながら、民営化・自由化へゆっくりとではあるが向かう東欧諸国、特にEUへの加盟を希望している東欧6か国が共通して規範としているのは、欧州委員会で定められた各種自由化指令であると言っても過言ではないだろう。(寺嶋 真)

ボスニア・ヘルツェゴビナ

紛争終結後の通信インフラ復興計画

壊滅状態の通信インフラ再建のため、資金面でEBRDが主導となり復興計画が固まりつつある。

1995年11月のボスニア・ヘルツェゴビナ和平協定(於: 米国・デイトン)成立後、紛争により壊滅状態^(注13)となっている通信インフラの再建、改善計画がEBRD(欧州復興開発銀行)主導で、進められている^(注14)。

具体的には、「緊急計画」として、基本的な国内通信インフラの再建のために8千万USドル、及びGSMデジタルセルラーサービスの導入のための初期費用として2千万USドルの合計1億USドルの融資計画を発表し、本融資に係る各プロジェクト別^(注15)のサプライヤーを公募することとした。

本計画については、本年3月末までに各プロジェクトの優先順位を決め、5月目途に国内ネットワーク開発のためのマスタープランを策定し、7月までに正式決定されることとなる。

また、今後5年間の開発計画に係る費用は、総額約5億6千万USドルに達すると見込んでいる。

一方、これに呼応するかたちで、同共和国運輸・通信省は次の5点を重点項目として掲げている。

- ・特に緊急、政府、商用に優先度をおいた通信網の修復
- ・新技術を取り入れた国内各自治体間のバックボーンネットワークの再構築
- ・国際トラフィック取り扱いキャパシティの増加
- ・外資導入による主要都市でのGSMデジタルセルラーサービスの提供
- ・EBU(欧州放送連合)の衛星地球局の設置

このほか、地域レベルでの復興計画・作業も進みつつあり、これに伴って欧州の

(注13)

例えば電話サービスに関しては、紛争前には37万5千の加入者線があり、国際回線4,000を有していたが、紛争後はそれぞれ26万加入者線、400回線の状態となっており、特に通話完了率については、紛争前38%程度だったものが現在では1-2%程度まで落ち込んでいる。

(注14)

ITUにおいても本年1月初め、周波数管理プログラムの導入等によるボスニア・ヘルツェゴビナの通信インフラの復興に係る活動計画が策定されている。

(注15)

伝送システム、交換システム、公衆電話設備、データネットワーク、放送用設備、電力設備、及び技術協力・プロジェクト管理などに分かれている。



KDD RESEARCH



通信事業者やサプライヤーからの、参入を狙った売り込みが活発化している。また、政府レベルでは郵電分離やボスニア・ヘルツェゴビナPTTの民営化の検討も行なわれつつある。

<出典>EESTR(3.5)、PYRAMID RESEARCH EASTERN EUROPE(3.8)

COMMENT

米国・デイトンにおける和平協定の成立以後、通信インフラ復興・開発計画が進んでいるボスニア・ヘルツェゴビナであるが、ほぼ壊滅的な状況にある現状と、依然として続く政治的不安定性を考慮すると、人的にも資金的にも自立への途は相当険しいものであると思われる。
(寺嶋 眞)



KDD RESEARCH

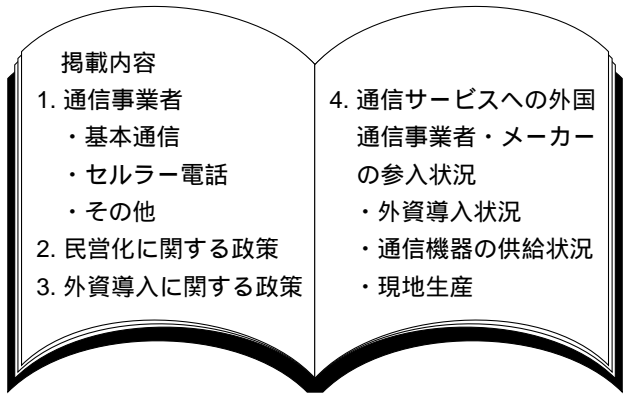
新刊案内

「開発途上国等への キャリア・メーカー参入状況」

(A4版 183ページ) 定価10,000円(消費税込) 送料340円

アジア、中南米、中近東、東欧、アフリカの55ヶ国を網羅

社会・経済発展に不可欠な要素と位置付けられている情報通信インフラストラクチャー。多くの開発途上国が、国の重要施策として、その整備に取り組んでいます。本書は、アジア、中南米の開発途上国を中心に世界55ヶ国について、電気通信事業の民営化、通信事業への外資導入政策、通信メーカーの参入状況等をまとめたものです。



掲載内容

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・基本通信 ・セルラー電話 ・その他 2. 民営化に関する政策 3. 外資導入に関する政策 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 通信サービスへの外国通信事業者・メーカーの参入状況 <ul style="list-style-type: none"> ・外資導入状況 ・通信機器の供給状況 ・現地生産 |
|---|--|

お申込み/お問い合わせ先 (株)KDD総研 国際調査部 担当 高橋・渡邊 TEL.03(3347)6926 FAX.03(5381)7017

KDD 総研 **R&A**
世界の通信ビジネスの最新情報誌
1996 April



発行日 1996年4月20日
 発行人 景山 正
 編集人 立花 敬
 発行所 株式会社 KDD総研
 〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
 TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
 年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
 レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.
 6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
 London EC2M 7EB U.K.
 Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.
 Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium
 Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH
 Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany
 Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.
 Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,
 89 Queensway, Central, Hong Kong
 Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
 大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12
 Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)
 〒108 東京都港区芝浦2-9
 Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338